

第9回

PEPNet-Japan

日本聴覚障害学生 高等教育支援 シンポジウム

2013年12月8日(日)
群馬大学荒牧キャンパス

- ◆ 主催 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)
国立大学法人 筑波技術大学
- ◆ 共催 国立大学法人 群馬大学
- ◆ 協力 学校法人 高崎健康福祉大学 / 学校法人昌賢学園 群馬医療福祉大学
- ◆ 後援 文部科学省 / 独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO) / 群馬県 / 群馬県教育委員会 / 前橋市 / 前橋市教育委員会 / NHK 前橋放送局 / 群馬テレビ / 朝日新聞前橋総局 / 読売新聞社前橋支局 / 毎日新聞前橋支局 / 産経新聞前橋支局 / 上毛新聞社 / 一般社団法人 群馬県聴覚障害者連盟 / 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

◆ もくじ ◆

開催要項	2
挨拶	4
プログラム	7
会場案内	9
分科会	
分科会 1 「基礎講座 ニーズに寄り添う聴覚障害学生支援とは —群馬大学の今までとこれから—」	1 4
分科会 2 「面接にチャレンジ！—聴覚障害学生と就職活動—」	2 0
分科会 3 「聴覚障害学生と授業アクセス—『語学授業』における支援—」	2 5
分科会 4 「聴覚障害学生支援担当者の役割とは —『見守る支援』の脱構築を目指して—」	4 1
全体会	
特別講演Ⅰ「我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応」	4 4
特別講演Ⅱ「聴覚障害学生支援と『合理的配慮』をめぐる日本の動向 —障害者差別解消法を中心に—」	6 0
アフタヌーンセッション	
アフタヌーンセッション概要	7 2
会場図	7 2
相談コーナー トーク&トーク	7 3
ミニセミナー	7 4
聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2013	7 6
聴覚障害学生支援に関する機器展示	7 7
参考資料	
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)	8 0
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 連携大学・機関活動紹介	8 9
聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 発表内容紹介	1 1 3

◆ 開催要項 ◆

- 名 称 : 第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
- 目 的 : 高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生への支援については、近年多くの大学が聴覚障害学生の受講する授業に対してノートテイクを配置するなどの体制作りを進めている。日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では筑波技術大学を中心に、特に聴覚障害学生への支援体制を充実させ、積極的な取り組みを行っている大学・機関と共同で、聴覚障害学生支援に関するノウハウを積み重ね、先駆的な事例の開拓を行ってきた。
本シンポジウムでは、全国の大学における支援実践に関する情報を交換するとともに、PEPNet-Japanの活動成果をより多くの大学・機関に対して発信することで、今後の支援体制発展に寄与することを目的とする。
- 日 時 : 2013年12月8日（日）10:00～17:00
- 会 場 : 群馬大学荒牧キャンパス
（群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地）
- 対 象 : 全国の大学等で障害学生支援を担当する教職員、及び聴覚障害学生、支援者
その他高等教育機関における障害学生支援に関心のある方々
- 参 加 費 : 無料
- 主 催 : 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
国立大学法人 筑波技術大学
- 共 催 : 国立大学法人 群馬大学
- 協 力 : 学校法人 高崎健康福祉大学
学校法人昌賢学園 群馬医療福祉大学

後 援 : 文部科学省
 独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)
 群馬県
 群馬県教育委員会
 前橋市
 前橋市教育委員会
 NHK 前橋放送局
 群馬テレビ
 朝日新聞前橋総局
 読売新聞社前橋支局
 毎日新聞社前橋支局
 産経新聞前橋支局
 上毛新聞社
 エフエム群馬
 一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟
 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

大 会 長 : 高田 邦昭 (群馬大学)

実行委員長 : 須藤 正彦 (筑波技術大学)

事務局 長 : 白澤 麻弓 (筑波技術大学)

事務局長代行 : 三好 茂樹 (筑波技術大学)

幹 事 : 萩原 彩子 (筑波技術大学)

実行委員 : 高橋久仁子・吉野 浩之・金澤 貴之・霜田 浩信・中村 保和・
 戸澤 勲・後藤 孝一・水野 里香・古川 香・丸橋 真理子・
 毛利 友美・山本 綾乃 (群馬大学)
 松田 直 (高崎健康福祉大学)
 青野 透 (金沢大学)
 中野 聡子 (広島大学)
 田中 啓行 (早稲田大学)
 岡田 孝和・倉谷 慶子・吉川あゆみ
 (関東聴覚障害学生サポートセンター)
 石原 保志・小林 正幸・佐藤 正幸・石塚 陽二・河野 純大・
 磯田 恭子・中島亜紀子・石野麻衣子・五十嵐依子 (筑波技術大学)

学生実行委員 : 岩倉 智博・奥泉 志帆・住谷 圭太





第9回シンポジウムの開催にあたって

国立大学法人 筑波技術大学長

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 代表
村上 芳則

「日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム」が回を重ね、第9回目の今回は群馬大学との共催により「前橋」で開催されることになりました。参加者の皆様を心より歓迎致します。このシンポジウムは、聴覚障害学生の高等教育に関する大会としては、我が国で最も大きなものです。大会長として準備頂いた群馬大学の高田学長を始め、実行委員の方々、協力いただいた皆様に、心よりお礼申し上げます。

今回のシンポジウムでは「支援担当者の役割」や「障害学生と就職活動」などのテーマを設定するとともに、群馬大学における障害学生支援の取り組みの報告などの分科会が企画されています。近年、聴覚障害者の大学進学が益々増加し、多くの大学等において教育環境や情報保障の改善、そして教育方法の工夫がなされています。しかし、まだまだ現場では様々な疑問や問題、悩みを抱えているのが実情ですが、昨年、文部科学省において「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が開催されるなど、障害学生支援に関する状況が大きく変わりつつある中での今回のシンポジウムであり、参加された皆様にとって有意義な1日となりますことを願っています。

さて、本学は聴覚、視覚障害者のみを受け入れる我が国で唯一の高等教育機関、3年制短期大学として26年前に開学して以来、1574名の卒業生を社会に送り出すなど、社会参画・貢献できる人材の育成等に多くの成果を上げています。8年前に4年制大学として再出発、3年半前には聴覚、視覚障害者のみを受け入れる世界で初めての「大学院」がスタートしました。さらに、「教職課程」の開設、「研修生、留学生」の受入れを実現させるなど、多様な教育の需要、言い換えれば『多様な教育の課題』に応えられる大学を目指しています。

また、本学の重要な機能の一つに他大学支援があります。開学以来、「障害者高等教育研究支援センター」が中心となり、本学の教育・研究活動の成果及び経験を広く提供することにより、情報保障など障害者の教育環境の改善に関して支援を行ってきました。3年前には「教育関係共同利用拠点」としての認定を受け、他の高等教育機関との連携をさらに発展させ、障害学生に対する学修支援の一層の充実を図っています。さらに、来年4月には障害者支援や情報保障方法・機器、コーディネート業務などについての専門家の育成を目的とした、この支援センターが担う大学院「情報アクセシビリティ専攻」を開設します。

本学が「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)」の中で、日本学生支援機構と手を携え、障害学生の支援活動を行っていること、また、聴覚、視覚障害者のための大学が、大学院のある大学、教職課程のある大学、留学生を受け入れている大学として位置づいたことは、国内のみならず、海外、特にアジアの障害者の高等教育の在り方、障害のある人々のより良い社会自立の実現に大きな影響を与えています。

その中で、多数の参加者のもと「第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム」が開催されますことは、大変意義深く、悦ばしいことであり、開催をご支援いただいた皆様にこの場をお借りして重ねてお礼申し上げます。



第9回日本聴覚障害学生高等教育支援 シンポジウムの開催にあたって

第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム大会長
国立大学法人 群馬大学長

高田 邦昭

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)と筑波技術大学の主催する第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを群馬大学が共催し、このシンポジウムが群馬県前橋市の群馬大学荒牧キャンパスにおいて開催されることをうれしく思います。全国からお越しいただいた参加者のみなさまを心から歓迎いたします。

ヒトの体は、例えば源氏物語が紫式部によって執筆された平安時代の千年前と比べてほとんど変わっていません。しかしながら、この千年における文明の発達と生活の質の向上には目を見張るものがあります。これは、ヒトが考え、体験したことで獲得した知識を次世代へ受け渡すこと、すなわち教育の成果と言えます。特に時代の最先端の学問を行い、新たな知を創造し、蓄積し、そしてそれを次世代へと継承する場として大学は大きな役割を果たして来ました。

21世紀は知の時代とも言われます。ICT(情報通信技術)の発達に伴って、かつて経験したことがなかった情報量の爆発的な増加と、それを活用した新たな知の創造が、とてつもないスピードで起きています。このような時代において、約千年前にイタリアのボローニャで産声をあげ、時代の要求に対応して形を変えてきた大学に対する期待には大きなものがあると言えます。

大学における高等教育は、学生の一人一人が、卒業後社会に出てその荒波を乗り越え、自らの未来を切り開いていく上で、非常に大きな意味を持ちます。障害があるためにこの高等教育を受けることができないようなことが無いように配慮することが必要です。群馬大学での聴覚障害者への支援は、学生支援センター障害学生サポートルームのスタッフがコーディネートし、ノートテイク、パソコンテイク、手話などにより行っていますが、まだまだ手探りのところもあります。さらに、高等教育、特に専門教育は教育内容、方法とも多岐にわたるとともに、グローバル化の波に洗われて大きく変貌しつつあります。このような中で、今回のシンポジウムにおいて、聴覚障害学生がよりスムーズに高等教育を受けられることを可能とする成果があることを祈念しています。

第9回日本聴覚障害学生高等教育支援 シンポジウムの開催にあたって

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部長
山田総一郎

第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムの開催を心からお喜び申し上げます。

さて、高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生への支援については、平成 17 年度から筑波技術大学を中心に積極的に取り組まれている大学・機関が協力され、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)の先駆的な活動により、大変大きな成果を挙げられており、日本学生支援機構(JASSO)といたしましても、深く敬意を表する次第であります。

平成 20 年5月の「障害者の権利に関する条約」の発効を踏まえ、我が国でも本年6月に「障害者差別解消法」が公布され、一部を除き平成 28 年 4 月に施行される予定で、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止等が義務づけられることとなっています。文部科学省においても、昨年 12 月に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の第一次まとめとして、大学等に求められる「合理的配慮」の対象範囲、考え方、短期的課題及び中・長期的課題が取りまとめられました。

JASSO では、これまでも障害学生支援に関わる教職員を対象に「障害学生支援研修会」や「事例研究会」などを実施してきたところですが、本年 10 月には、「高等教育における障害学生支援に関するシンポジウム」を開催し、全国の大学等から多くの副学長・副校長等の参加を得て、平成 28 年度の「障害者差別解消法」の施行に向けて大学等が取り組む課題や高等教育段階における合理的配慮について、同検討会の第一次まとめの説明やアメリカ・ヨーロッパの施策・先進的な事例について、聴覚障害への対応も含めて紹介があったところです。

さらに、JASSO では、今年度、より多くの大学等の教職員の理解を深めていただくため、障害学生修学支援ネットワーク拠点校(9校)のご協力により、全国各地で「障害学生支援セミナー」を開催しております。来年の3月まで開催予定の各セミナーの詳細は、JASSO ウェブサイトで案内しておりますので、この機会にぜひ参加していただければと考えております。

JASSO といたしましても、関係の皆様との連携により、障害のある学生への支援の充実を目指してまいりたいと考えておりますので、JASSO の事業へのご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本日のシンポジウムがご出席の皆様お一人お一人に実り多いものとなることと、ここでの成果を持ち帰られ、実践に生かされることを期待申し上げますとともに、PEPNet-Japan、また、筑波技術大学をはじめ関係の大学・機関、本日もご出席の皆様のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

◆ プログラム ◆

《分科会》 10:00～12:00

■ 分科会 1 「基礎講座 ニーズに寄り添う聴覚障害学生支援とは

—群馬大学の今までとこれから—

(教育学部 C 棟 1 階 C109 室)

企画コーディネーター : 山本綾乃氏(群馬大学教育学部 4 年)・金澤貴之氏(群馬大学)

司会 : 山本綾乃氏(群馬大学教育学部 4 年)

金澤貴之氏(群馬大学)

講師 : 下島恭子氏(群馬大学大学院修了生、群馬大学非常勤講師)

茂木京子氏(元群馬大学障害学生サポートルーム職員)

松田 直氏(高崎健康福祉大学)

■ 分科会 2 「面接にチャレンジ！—聴覚障害学生と就職活動—」

(教育学部 C 棟 2 階 C204 大講義室)

企画コーディネーター : 石原保志氏(筑波技術大学)

司会 : 石原保志氏(筑波技術大学)

アドバイザー : 小林武弘氏(ハローワーク品川障害者専門支援員)

鈴木英司氏(トランスコスモス株式会社)

大杉 豊氏(筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター)

原澤哲義氏(筑波技術大学聴覚障害系支援課)

後藤由紀子氏(筑波技術大学聴覚障害系支援課)

■ 分科会 3 「聴覚障害学生と授業アクセス—『語学授業』における支援—」

(教育学部 C 棟 2 階 C206 室)

企画コーディネーター : 田中啓行氏(早稲田大学障がい学生支援室)

司会 : 田中啓行氏(早稲田大学障がい学生支援室)

講師 : 大池京子氏(札幌学院大学英語非常勤講師)

細野昌子氏(筑波技術大学アカデミック・アドバイザー)

■ 分科会 4 「聴覚障害学生支援担当者の役割とは

—『見守る支援』の脱構築を目指して—

(教育学部 C 棟 2 階 C201 室)

企画コーディネーター : 岡田孝和氏・吉川あゆみ氏・倉谷慶子氏

(関東聴覚障害学生サポートセンター)

司会 : 岡田孝和氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)
サブ司会 : 倉谷慶子氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)
提言者 : 長野留美子氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)
コメンテーター : 吉川あゆみ氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)

《全体会 I》12:30~14:00(教育学部 C 棟 2 階 C204 大講義室)

司会 : 須藤 正彦氏(筑波技術大学)

12:30~12:45 開会式

12:45~13:15 特別講演 I 「我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応」

講師 : 田畑潤司氏(文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係・
就職指導係長)

13:15~14:00 特別講演 II 「聴覚障害学生支援と『合理的配慮』をめぐる日本の動向

—障害者差別解消法を中心に—

司会 : 青野 透氏(金沢大学)

講師 : 田門 浩氏(都民総合法律事務所)

《アフタヌーンセッション》14:00~16:30(大学会館1階・2階)

* ミニセミナー

* 相談コーナー トーク&トーク

* 聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト展示

* 聴覚障害学生支援に関する機器展示

* PEPNet-Japan 連携大学・機関活動紹介展示

《全体会 II》16:30~17:00(大学会館2階)

司会 : 須藤 正彦氏(筑波技術大学)

* 実践事例コンテスト表彰

* 閉会式

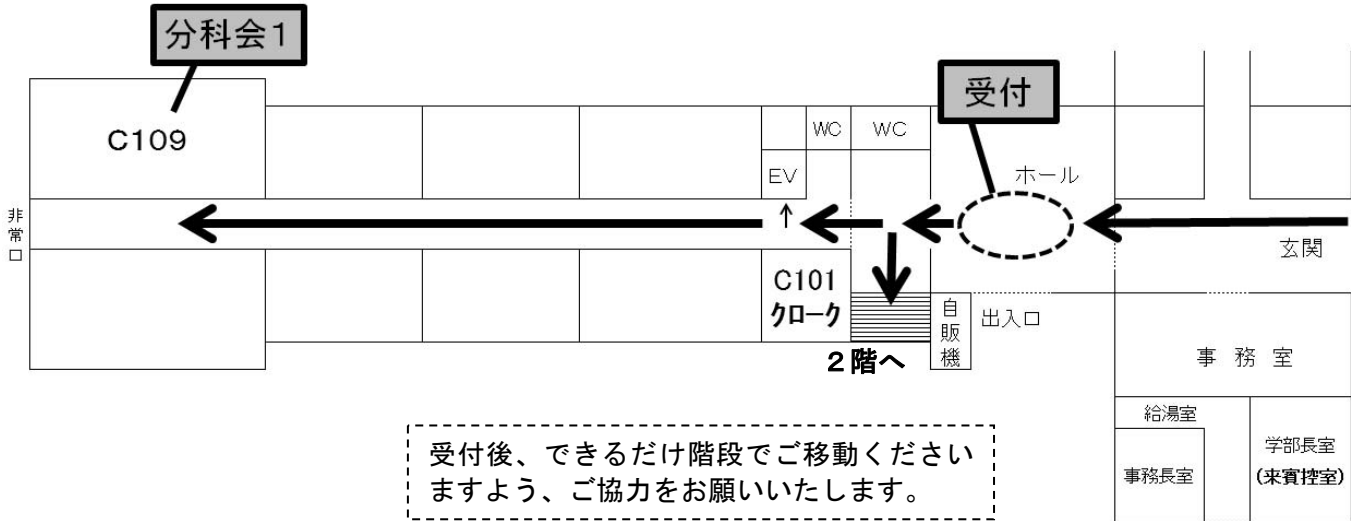
◆ 会場案内 ◆

時間	内容	会場
10:00~12:00	分科会 分科会 1 「基礎講座 ニーズに寄り添う聴覚障害学生 支援とは—群馬大学の今までとこれから—」 教育学部 C 棟 1 階 C109 室 分科会 2 「面接にチャレンジ！ —聴覚障害学生と就職活動—」 教育学部 C 棟 2 階 C204 大講義室 分科会 3 「聴覚障害学生と授業アクセス —『語学授業』における支援—」 C206 室 分科会 4 「聴覚障害学生支援担当者の役割とは —『見守る支援』の脱構築を目指して—」 C201 室	教育学部 C 棟 1 階 C109 室 教育学部 C 棟 2 階 C204 大講義室 C206 室 C201 室
12:00~12:30	昼食休憩 ※お弁当をご注文の方は、分科会終了後その場でお受け取りください。 ※分科会 1、3、4 の方は各分科会会場でお召し上がりください。分科会 2 の会場は飲食禁止になりますので、飲食可能な分科会の会場に移動の上お召し上がりください。C203 (2 階) もご利用いただけます。	教育学部 C 棟 1 階、2 階 C109 室 C206 室 C201 室 C203 室
12:30~14:00	全体会 I 開会式 特別講演 I 「我が国の障害者施策の動向と 大学等における今後の対応」 特別講演 II 「聴覚障害学生支援と『合理的配慮』を めぐる日本の動向—障害者差別解消法を中心に—」	教育学部 C 棟 2 階 C204 大講義室
14:00~16:30	アフタヌーンセッション * ミニセミナー * 相談コーナー トーク&トーク * 聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト展示 * 聴覚障害学生支援に関する機器展示 * PEPNet-Japan 連携大学機関活動紹介展示	大学会館 2 階 ミューズホール 1 階 レストランあらかまき 1 階 大学生協 食堂 " " " "
16:30~17:00	全体会 II * 実践事例コンテスト表彰 * 閉会式	大学会館 2 階 ミューズホール

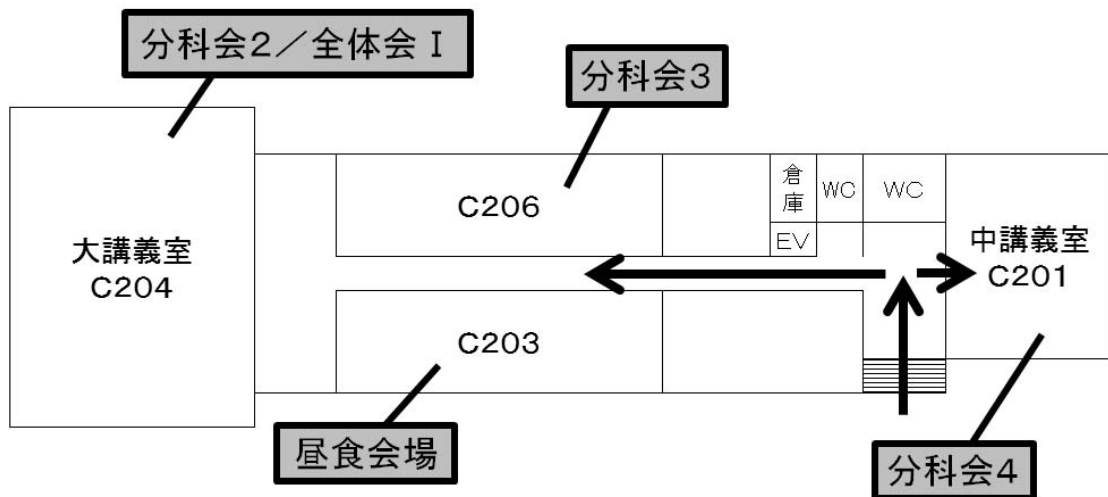
群馬大学構内図



教育学部 C棟 1階



教育学部 C棟 2階



※昼食は分科会1、3、4の会場でもお召し上がりいただけます。

大学会館内配置図は、アフタヌーンセッションの会場案内（72ページ）をご確認ください。

◆ MEMO ◆



分科会

【分科会1】

「基礎講座 ニーズに寄り添う聴覚障害学生支援とは —群馬大学の今までとこれから—」

企画コーディネーター: 山本綾乃氏(群馬大学教育学部4年)

金澤貴之氏(群馬大学)

司会: 山本綾乃氏(群馬大学教育学部4年)

講師: 下島恭子氏(群馬大学大学院修了生、群馬大学非常勤講師)

茂木京子氏(元群馬大学障害学生サポートルーム職員)

松田直氏(高崎健康福祉大学)

- 討論の柱**
- ① 聴覚障害学生のニーズをどのように把握するか
 - ② 限られた資源の中で、ニーズに寄り添った支援をどのように提供するか

企画趣旨

現在群馬大学では、それぞれの学生のニーズに応じて、さまざまな方法から最適な情報保障を提供するよう努めている。支援方法の選択は、単に聴覚障害学生が要望したものを鵜呑みにするのもなければ、サポートルームの教・職員側が一方的に決めるわけでもない。聴覚障害学生の障害認識や授業の形態など、様々な観点から総合的に判断して決められなければならないと考えられる。

ただ、ここで重要なことは、総合的に判断して支援方法を決めていくためには、様々なニーズに対応できる情報保障手段が整っていなければならないということである。そして群馬大学が情報保障の体制を整えてきた過程を振り返ると、情報保障手段を用意し、質を高め、高めた質を維持することが最も困難なのは、やはり手話通訳であった。

群馬大学が手話通訳による情報保障を本格的に行い始めたのは、平成16年度に全国で初めて、授業の情報保障のために手話通訳者を職員採用した時からであった。学生と職員とが協力して通訳の質を高める努力を日夜行う一方、大学関係者もまた全学的な支援体制構築に奔走し、手話通訳者の職員雇用を含めた全学的な障害学生支援の規定が成立した。

そこで本分科会ではまず、群馬大学大学院に入学するのにあたり、入学当初から日本手話による情報保障を希望してきた下島恭子氏に、「なぜ手話通訳でなければならなかったのか？」を振り返っていただく。次に、初の支援室職員として採用された茂木京子氏に、質の高い手話通訳を実現させるために考えてきたことを振り返っていただく。そして最後に、支援体制整備を進めてきた渦中の教育学部長であった松田直氏から、体制構築にあたって考えてきたことについて当時を振り返りつつ、提言をいただく。これらの話題提供とフロアの議論から、聴覚障害学生のニーズに即した支援についての理解を深めていきたい。

「大学生活における情報保障に望んだこと」

群馬大学大学院修了生 下島 恭子氏

大学生活における 情報保障に望んだこと

群馬大学大学院卒 下島 恭子

1

大学生活における情報保障に望んだこと

大学院を受けるまで…

社会人として聴覚障害者相談員を経験
職業柄、すべての情報保障を体験する



情報保障に関して

手話ユーザーである自分にとって、情報量・伝達面等において何が最適な方法かを総合的に見て判断できる環境。

2

大学生活における情報保障に望んだこと

院を受ける前に思ったこと

- ◎大学で学びたいことを我慢しない。
- ◎学べる場所はしっかり吸収し、社会に貢献できる知識と経験と力を獲得することを目標。

過去の自分自身への反省も込めて、自分はどんなニーズを抱えているのか、求めているものは何かを把握する。→要望として伝えようと決心。

3

大学生活における情報保障に望んだこと

情報保障に手話を選択した理由

ゼミやディスカッション現場への対応

- ・情報量の問題
- ・タイムラグの問題
- ・発言権の問題
- ・状況把握の問題
- ・手話への理解

4

大学生活における情報保障に望んだこと

懸念事項

☆専門性を持つ通訳者の確保

☆学術用語の対応

☆日本語の情報(言い回し、ニュアンス等)

☆通訳者の翻訳(特に読み取り)技術

日本語ができるのだから書記で十分なのでは？

受け身でなく、今、この場に参加していることに価値がある。

5

大学生活における情報保障に望んだこと

困難さは想定内。だからあきらめる??

- ◎機会を生かすも殺すも自分自身の決断次第。
- ◎この手話サポートが将来の聴覚障害学生支援のあり方につながるひとつのモデルとなるはず。
- ◎手話ユーザーはもちろん、そうでない学生にも、手話通訳による情報サポートを体験できる環境を用意できたらいい。→聴覚障害学生を育てることにつながる。

日本手話によるサポートを要望

6

大学生活における情報保障に望んだこと

大学側の対応

「大学の講義に参加すること、大学生活を送ることは学生の権利」として手話による情報保障が認められる。

これまでの群馬大学の
情報保障
・ノートテイク
・PCテイク



新たに手話通訳が
加わる。

7

大学生活における情報保障に望んだこと

初めて手話通訳支援がスタート、現場では…

大学と

院で学びつつ、聴覚
障害学生にとってより
合理的なサポートの
あり方をユーザーの
立場から大学と一緒
に模索

支援職員と

大学という現場に耐
えうる知識と技術を
持つ通訳技術、また
通訳のあり方、通訳
者の確保手段を模索

8

大学生活における情報保障に望んだこと

通訳者の
育成・確保



毎回反省会。
学術用語の表現を決めたり
表現や読取りに不安な箇所
の確認。
研修会を数回行う等

講義・ゼミへの
対応



資料やレポートの事前提出
を教官と学生にも協力して
もらう等

9

大学生活における情報保障に望んだこと

スタートと同時に双方の相互作業により
支援環境を整備していく必要があった。

その中で考えたこと

傍観者でなく参加するという
実体験の意義



学生を育成する
支援の在り方

10

「質の高い手話通訳を実現させるために」

元群馬大学障害学生サポートルーム職員 茂木 京子 氏

経歴

- H2年4月 高校生の時に部活動で手話に出会う。
- H5年4月 短大のサークルや、地域の手話サークルで活動しながら手話を学ぶ。
- H11年9月 群馬県桐生市の市町村事業（手話協力者派遣事業）登録
- H16年4月 群馬大学障害学生支援室（当時）勤務
- H17年3月 手話通訳者全国統一試験合格
- H18年3月 出産により退職
- H20年 群馬大学工学部にて障害学生支援のアルバイト
- H21年1月 手話通訳技能認定試験合格
- H21年2月 出産により退職
- H22年11月 群馬大学障害学生サポートルーム勤務
- H23年7月 出産により退職

入学前準備

- ・学生からのニーズを把握…「日本手話」「常時待機」初めて関わる言葉ばかり。
- ・情報収集、関係機関との関わり…登録資格もない学習者ができること。

開始後、現状との調整

- ・通訳者の確保…特殊なニーズに対応し得る通訳者の確保。
- ・ニーズに即した質を確保するために…毎授業後の反省会、定期的な研修会時間の確保。
- ・フィードバック…利用学生にも反省会、研修会にほぼ毎回参加頂く。

維持するということ

- ・通訳者の確保…地域団体への理解、協力の要請。
- ・質へのニーズと実現性との兼ね合い…情報保障者、利用学生、双方の負担になり過ぎない体制。

今後につなげる

- ・利用学生卒業とともに任務終了?!…「特別なニーズ」から「通常のニーズ」へ。



「荒牧キャンパスのここ10年余りを振り返って考えること」


高崎健康福祉大学人間発達学部 子ども教育学科

松田 直氏

第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 2013/12/8
(分科会1)
「基礎講座 ニーズに寄り添う聴覚障害学生支援とは
—群馬大学の今までとこれから—」

荒牧キャンパスのここ10年余りを 振り返って考えること


高崎健康福祉大学人間発達学部
子ども教育学科
松田 直



1

群馬大学荒牧キャンパスにおける障害者支援の流れ(1)

2001年(H13)4月 大学院教育学研究科に車いすの現職教員が入学
2003年(H15)4月 教育学部障害児教育専攻に聴覚障害の学生が入学
2004年(H16)4月 国立大学法人に移行(障害者の法定雇用率が適用される→障害者雇用推進室)
大学院教育学研究科に聴覚障害の学生が入学
2005年(H17)4月 生協食堂が附属養護学校高等部卒業生を雇用
2006年(H18)9月 日本特殊教育学会第44回大会開催(手話通訳 同時字幕)




2

群馬大学荒牧キャンパスにおける障害者支援の流れ(2)

2006年(H18)11月 「レストランあらまき」プレオープン(社会福祉法人「あい」の事業の一環として大学と契約)
2007年(H19)4月 肢体不自由の学生が入学
2009年(H21)4月 教育学部附属特別支援学校が校舎改修のため荒牧キャンパスに一時移転

○ キャンパス内に障害のある人がいるのが「普通の光景」に徐々になってきた。



3


群馬大学における障害学生支援の流れ(1)

2003年(H15)

- ・ 支援学生が板書のノート筆記
- ・ 支援学生がパソコン要約筆記
- ・ 支援学生には謝金

問題

- ・ 支援学生の引き継ぎ
- ・ 専門用語の知識
- ・ 支援学生の負担




4

群馬大学における障害学生支援の流れ(2)

2004年(H16)

- ・ 障害学生支援室
- ・ 手話通訳が可能な常駐の職員(技術補佐員)
- ・ 技術補佐員以外の手話通訳者
- ・ 要約筆記者(手書きのノートテイク、IPTalk)
- ・ 「障害者情報保障論」の開講
- ・ 手話習得機会の増加(障害者情報保障論での講習、聴覚障害学生による手話講習会、手話サークル)
- ・ 授業時間以外の障害学生のニーズにも対応




5

群馬大学における障害学生支援の流れ(3)

2005年(H17)

- ・ 大学運営会議で「群馬大学障害学生就学支援実施要項」「障害学生就学支援措置基準表」及び「修学支援者基準表」を承認。
- ・ 手話通訳を必要とする聾学生への支援は、「原則として障害者1人につき専門支援者2名(専門支援者とは、「高度な専門的技能を持った非常勤職員」と規定。
- ・ 授業後に、聾学生と手話通訳者は反省会。



6

群馬大学における障害学生支援の流れ(4)

その後

2007年(H19)4月～特別支援学校教員免許状(聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の4領域)取得可能になった

- ・ 大学障害学生サポートルーム
- ・ 授業「手話とろう文化」(聴者の講師とろう者の講師2名体制)
- ・ 授業「学びのリテラシー(2)/障害者文化と共生社会」(5コマは情報保障者の養成に充てる)
- ・ 手話通訳者

・ 学生によるIRTalk

7

群馬大学での授業を振り返って思うこと

- ・ 文字資料を配布する。
- ・ ビデオを紹介する際には、随時静止画にして解説を加え、音声の重なりを極力避ける。
- ・ 学生の発言を求めるときには公平に指名する。聞き取れたことの要点を教員が話し、確認する。
- ・ うまくいかなかったのはグループ討議。手話通訳の難しさ。同時に学生が話し出す場合もあった。
- ・ パソコンテイクには、教員のスピーチが入力しやすかったか、ほぼ毎回の授業後に確認。大きな問題はなかった。
- ・ 最終レポートの内容には、遜色がなかった。

8

【分科会2】

「面接にチャレンジ！－聴覚障害学生と就職活動－」

企画コーディネーター・司会：石原保志氏（筑波技術大学）

アドバイザー：小林武弘氏（ハローワーク品川障害者専門支援員）

鈴木英司氏（トランスコスモス株式会社）

大杉 豊氏（筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター）

原澤哲義氏（筑波技術大学聴覚障害系支援課）

後藤由紀子氏（筑波技術大学聴覚障害系支援課）

- 分科会の柱**
- ① 学生どうしの模擬面接（面接官の意図や思考の推測）
 - ② 企業等で面接を担当している人物による模擬面接
 - ③ 面接を受けた学生の内省と面接官及びアドバイザーからの助言
 - ④ フロアーとアドバイザー・面接体験学生との間の質疑応答

企画趣旨

個人のキャリア発達において、就職活動は「学校から社会・職場への移行過程」の中で最も重要な直接的体験の場となる。面接は就職活動の一場面にすぎないが、キャリア発達に関する基礎的・汎用的能力や専門的な知識に加え、コミュニケーション能力を問われる総合的な評価の場となる。

聴覚障害学生は面接に際してコミュニケーションの「方法」に不安を抱きがちであるが、評価されるのは主に質問に対する回答の「内容」である。本分科会では、聴覚障害学生に対しては、面接の体験あるいは観察を通して自らの就職活動に備えて準備すべきことがらに気付かせるとともに、支援者に対しては就職活動支援、キャリア発達支援の在り方を検討する材料を提供する。

※模擬面接では、質問、回答が会場にいる全ての参加者に伝わるようにPC要約と手話通訳による情報保障を実施します。

※面接体験は本分科会に参加する聴覚障害学生の中から希望者を募ります。

スケジュール

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 10:00－10:15 | 趣旨説明・アドバイザー紹介 |
| 10:15－10:35 | 学生同士のロールプレイ |
| 10:35－10:40 | ロールプレイ参加者の振り返り |
| 10:40－11:10 | 模擬面接 |
| 11:10－11:20 | 面接受験者の振り返り |
| 11:20－11:40 | 面接担当講師及びアドバイザーからのコメント |
| 11:40－12:00 | 質疑応答・まとめ |

アドバイザー紹介

石原 保志 氏（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 教授）

この企画では、企業等が採用に際して最も重視する面接の模擬体験とその参観を通して、「学校(教育)から職場(就労)への移行」について参加者の皆さんを啓発します。

経歴等 専門は聴覚障害教育学。前身の筑波技術短期大学時代から約20年あまり聴覚障害学生の就職支援を担当し、多くの卒業生を社会に送り出している。卒業生へのフォローアップのみならず、聴覚障害者を受け入れた企業からの相談にも数多く対応している。

就活に向けて学生へのアドバイス 自分の障害を客観的に理解したり、或いはエンパワメントを高めていくためには、学生時代に学内のみならず、学外の方との交流やアルバイトなど、いろいろな経験をお勧めします。重要なのは、同じ障害を持っている同世代の人達や経験豊富な先輩方などと交流し、自ら情報を得るために動いていくことだと思います。この経験が、社会に出てからのあなた自身を成長させることにつながるでしょう。

小林 武弘 氏（ハローワーク品川 就職支援ナビゲーター[障がい者支援担当]）

経歴等 JTB グループの「特例子会社」JTB データサービスにて約5年間障がい者の「雇用・管理」に携わる。（同社での聴覚障がい社員は筑波技術大学の卒業生を含み約70名。日本全国の JTB グループの職場で活躍している。）

特例子会社卒業後、ハローワーク品川で管内企業に対し、障がい者雇用・管理の支援に、また、障がい者からの求職相談・企業紹介に約5年間携わる。

就活に向けて学生へのアドバイス 「履歴書」には応募する会社に「就職したい」との意欲を伝える工夫が大切です。また、面接時には第1印象が大切です、明るく元気な態度で臨んでください。

鈴木 英司 氏（トランスコスモス株式会社 ノーマライゼーション推進部 シニアマネジャー）

経歴等 トランスコスモスに新卒入社後、プログラマー、SEとしてシステム開発に携わる。

その後、研修課長として、社内階層別研修の企画、運営に携わり、併せて新卒採用の面接官を担当。障がい者雇用支援との関わりは、全社の障がい者雇用にて特化した部署の立ち上げ担当となってから始まり、障がい者の採用から職場環境の整備、社員啓蒙活動などを推進し、現在に至る。障害者雇用支援経験年数11年。

就活に向けて学生へのアドバイス 例年、就職活動で納得のいく結果が得られなかったと答える学生も多いと聞きます。数多くの企業に応募すれば合格が得られるというものではありません。やはり、就職活動も事前の準備が必要です。今のうちに自分を見つめ直すしておくことが大切です。毎年聴覚障がい学生の方と採用面接をしている立場から、皆さんにお役に立てる情報提供ができれば幸いです。

大杉 豊 氏（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授）

経歴等 専門はろう者学と手話言語学。大学時代に「ろう者として生きる」ことにポジティブな意義を見いだして以来、演劇、様々なアルバイト、手話指導、米国留学、権利擁護運動などを経験して、現在はろう・難聴の学生にろう者学などを指導する傍ら、PEPNet-Japan エンパワメント研修事業のプログラム開発を推進している。

本企画では、エンパワメントの視点からのアドバイスを行う予定である。

就活に向けて学生へのアドバイス 今日の社会で耳のきこえない私たちが与えられた役割を果たしていくためには、その場の求めに応じて自分の意見を作る力と、その意見を伝えるためのコミュニケーションをコーディネートする力が必要です。そういう力を持つ人材が企業社会を豊かにしてくれることを企業は求めています。あなた一人ひとりが企業社会作りに貢献するのです。就職活動を始めるまでにこれらの力をつけられるよう頑張ってください。期待しています。

原澤 哲義 氏（筑波技術大学 聴覚障害系支援課 課長補佐）

経歴等 筑波技術大学が3年制の短期大学時、平成12年4月から平成14年9月までの2年6カ月間、学生支援（聴覚障害学生）関連の業務に従事。その後障害学生に関わる業務からは離れたが、平成23年7月から再び筑波技術大学で聴覚障害学生の学生関連業務に従事している。また現在は管理職として、職員採用に際して面接官を担当している。

就活に向けて学生へのアドバイス 本学の聴覚に障害のある学生を見ていて不安に思うことは、自分の考え・想いを相手に十分伝えられる学生が少ないということです。

面接官は聞き上手とは限りません。今回、言葉が足りなくてもどうしたら自分の考えを面接官に伝えられるか、また理解してもらえるかのヒントになればと思います。

後藤 由紀子 氏（筑波技術大学 聴覚障害系支援課学生係）

経歴等 入職2年目。現在は学生支援業務、中でも聴覚障害学生の就職に関わる事務手続き（行事の企画・運営、求職登録、進路状況調査、助成金の申請手続き等）を主に行っている。

大学在学時には聴覚障害学生支援（ノートテイク・パソコン要約筆記・手話通訳等）に関わり、支援のコーディネート業務も行っていた。

就活に向けて学生へのアドバイス 私は数年前に就職活動をしたばかりです。最近になって、学生時代の経験には社会人になってから役立つヒントがたくさんあることに気づきました。この企画を通して、これから就職活動を迎える方々の気づきの一助になれば幸いです。

PEPNet-Japan 第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 分科会2
「面接にチャレンジ！―聴覚障害学生と就職活動―」事前課題

本企画では、就職活動場面を想定した模擬面接を行います。当日は面接官がエントリーシートを読みながら面接を進行します。このため、事前に本エントリーシートにご記入の上、提出してください。ご記入の際は、以下の点に留意してください。

- ①あなたが就職したい業界や企業（就職希望の人は学校）を想定し、エントリーシートに記入してください。
企業（学校）は実在のものでも、架空のものでも構いません。
- ②Word で入力し、メール添付の形で下記宛先まで提出してください。

提出先
提出締切

氏名	
大学名	
専攻	
学年	
想定した業界や 企業・学校	記入例：印刷業界、ろう学校（具体的な志望先がある場合は、社名・校名でも可）

この業界／弊社（本学）を志望する理由(350字以内)

自分の強みと弱みは何か(350字以内)

学生時代にどのような学問に取り組んだか(3、4年生)(350字以内)
学生時代にどのような学問を身につけようと考えているか(1、2年生)(350字以内)



<p>自己PR(350字以内)</p>	<p>障害に関する配慮事項(350字以内)</p>
---------------------	---------------------------

<p>勉強以外に積極的に取り組んできたこと(特技等を含む)(350字以内)</p>	<p>大学卒業後、10年目と20年目のイメージ(キャリアプラン)(350字以内)</p>
---	--

【分科会3】

「聴覚障害学生と授業アクセス—『語学授業』における支援—」

司 会・企画コーディネーター： 田中 啓行氏(早稲田大学障がい学生支援室)

講 師： 細野 昌子氏(筑波技術大学アカデミック・アドバイザー)

大池 京子氏(札幌学院大学英語非常勤講師)

- 討論の柱**
- ① 語学の授業での情報保障の方法はどうか
 - ② 聴覚障害学生に合った語学のカリキュラム、教授法はどのようなものか
 - ③ 関係者(授業担当教員、聴覚障害学生、支援者、支援担当部署など)が、どのように連携をとるか

企画趣旨

大学の授業での情報保障は、講義科目、ゼミ、実技科目などの授業の種類や、教員の授業の進め方に合わせて、手段を変えたり、方法を工夫したりすることが必要になる。とりわけ、近年、コミュニケーション能力が重視されている語学授業の情報保障には他の授業の情報保障とは違うポイントがあり、教員の教授法の工夫、配慮も重要である。

本分科会では、語学授業における情報保障の現状、授業実践に関する講師の報告を基に、聴覚障害学生が語学授業を受けるにあたって必要な情報保障、教授法、授業のあり方について議論を深めることを目指す。フロアの参加者からも発言をいただきながら、聴覚障害学生、授業担当教員、情報保障の担当者、大学の支援担当職員など、さまざまな視点からの意見を共有する。語学以外の授業での情報保障を考える際の手がかりも得られるような議論を行いたい。



「聴覚障害学生と授業アクセスー『語学授業』における支援ー」

早稲田大学障がい学生支援室 田中 啓行 氏

【分科会 3】
聴覚障害学生と授業アクセス
ー「語学授業」における支援ー

早稲田大学障がい学生支援室
田中 啓行

1

企画趣旨

```
graph TD; A[大学の授業] --> B[講義科目]; A --> C[ゼミ]; A --> D[実技]; A --> E[語学]
```

授業形態に合わせて、情報保障を考える必要がある

2

企画趣旨

```
graph TD; A[大学の授業] --> B[講義科目]; A --> C[ゼミ]; A --> D[実技]; A --> E[語学]
```

なかでも、語学の授業は目的、授業の進め方が授業ごとに多様

- ➡ 情報保障の工夫
- ➡ 教授法、授業の進め方の配慮
- ➡ カリキュラムの見直し

3

議論の柱

- ① 語学の授業の情報保障の方法
⇒現在行われている授業をどう受講するか
- ② 聴覚障害学生に合った語学の授業とは？
⇒聴覚障害学生も（が）受講する授業をどう作るか

4

企画趣旨

```
graph TD; A[大学の授業] --> B[講義科目]; A --> C[ゼミ]; A --> D[実技]; A --> E[語学]
```

聴覚障害学生にとっての語学授業について考えることで、他の授業の情報保障を考える際のヒント、手がかかり、考え方の基礎も得られるように。

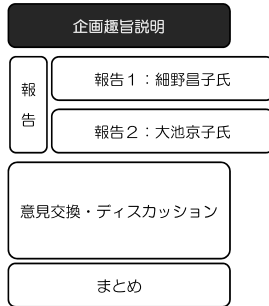
5

分科会の流れ

```
graph TD; A[企画趣旨説明] --> B[報告]; B --> C[意見交換・ディスカッション]; C --> D[まとめ]; B --- B1[報告1：細野昌子氏]; B --- B2[報告2：大池京子氏]
```

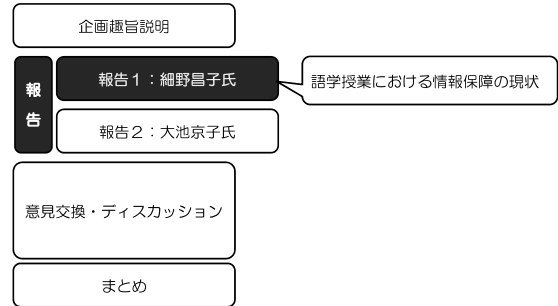
6

分科会の流れ



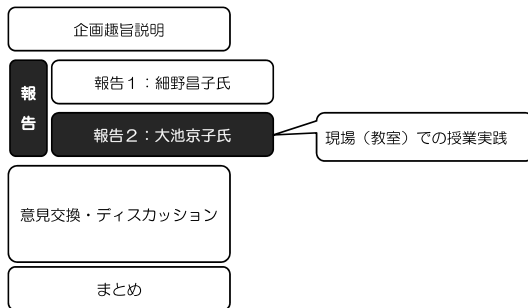
7

分科会の流れ



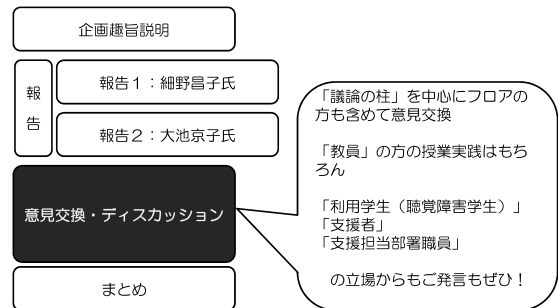
8

分科会の流れ



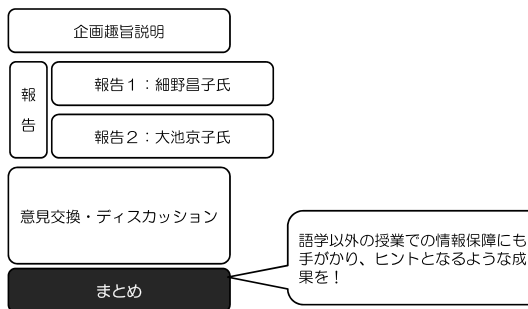
9

分科会の流れ



10

分科会の流れ



11



「聴覚障害学生と授業アクセス－『語学授業』における支援－」

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

アカデミック・アドバイザー 細野 昌子氏

Tsukuba University of Technology

第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

聴覚障害学生と授業アクセス
－「語学授業」における支援－

2013年12月8日
筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
アカデミック・アドバイザー
細野 昌子
mahosono@at.tsukuba-tech.ac.jp

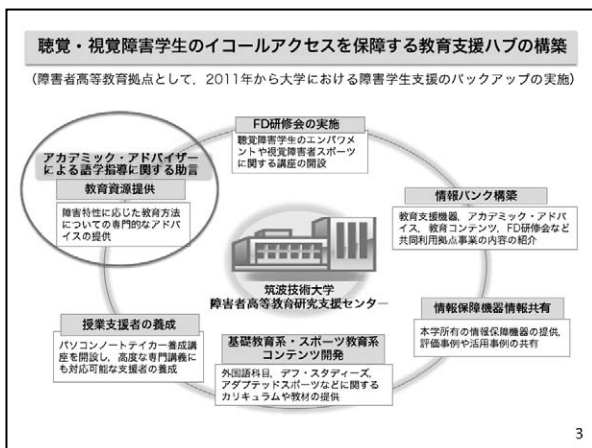
1

Tsukuba University of Technology

目次

- ・アカデミック・アドバイス活動について
- A) アンケート調査結果
- B) 調査結果を踏まえた情報保障のあり方
- C) 語学の教授法について
- D) 筑波技術大学の情報保障・語学授業事例

2



Tsukuba University of Technology

語学教育に特化したアカデミック・アドバイザー活動

- 1) アドバイス: ①一般大学で学ぶ少数の聴覚障害学生 ②少数の聴覚障害学生が混在するクラス担当教員 ③障害学生支援室の職員
- 2) 大学の状況を把握するための調査: ①大学の教員、支援室の職員へのインタビュー ②語学授業の支援状況を把握するためのアンケート調査

「一般大学に学ぶ聴覚障害者の英語受講時の情報保障に関するアンケート調査」
・実施期間: 2011～2012年 回答数: 63人
・目的: ①支援の提供状況、科目による特性、その有効性の把握 ②「聴く・話す力」が必要な科目の代替措置、試験配慮の状況把握

4

Tsukuba University of Technology

A) アンケート調査からみた語学授業と情報保障の状況

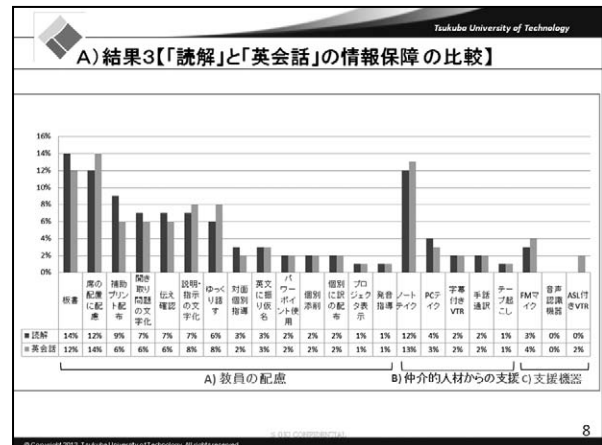
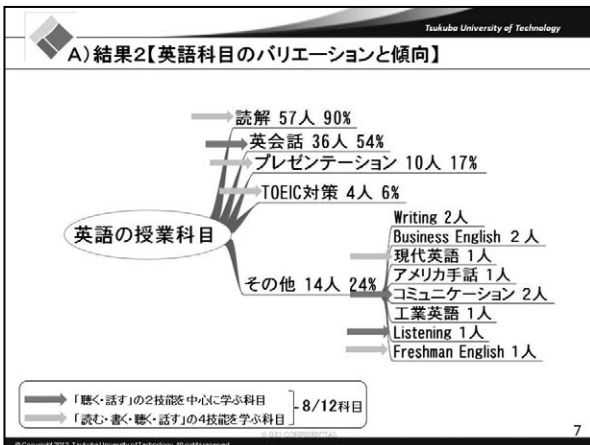
- 1) 英語科目で提供されている支援22項目とその分類
- 2) 英語科目の多様性と「聴く・話す力」を要求される科目の多さ
- 3) 教員・仲介的人材・支援機器のうち支援提供者として担う教員の役割の大きさ
- 4) 「読解」と「英会話」の支援パターンの画一性
- 5) 支援項目の有効性と学生の希望の比較
- 6) 学生からの要請に対する大学の対応率の高さ

5

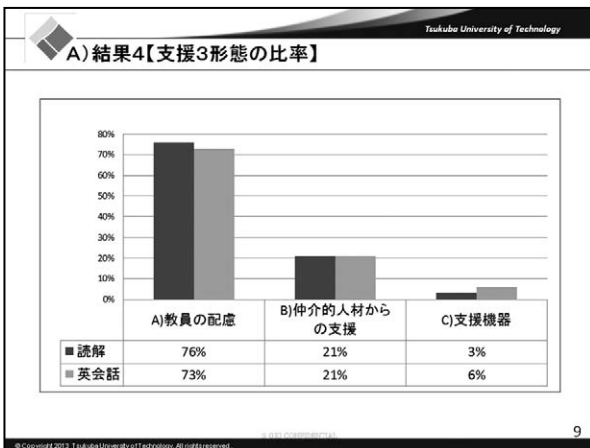
Tsukuba University of Technology

A) 結果1【情報保障支援22項目と分類】

6



→拡大図あり



A) 結果5-1【「読解」の支援項目の有効性と希望率】

支援数	有効性 66~100%の支援項目		有効性 0~65%の支援項目	
	希望	希望	希望	希望
41	ノートテイク (79%)	21%	説明・指示の文字化(60%)	18%
	板書(71%)	12%	伝え確認(57%)	11%
	補助プリント(68%)	14%	席の配置に配慮(53%)	
	聞き取り問題の文字化(67%)			
19	パワーポイント使用(100%)	14%	ゆっくり話す(63%)	11%
	手話通訳(100%)		FMマイク (63%)	
	音声認識機器(100%)		訳の配布(57%)	14%
	PCテイク(75%)	25%	プロジェクター表示(50%)	
	英文に振り仮名(75%)		個別添削(50%)	
	字幕付きVTR(71%)	16%	発音指導(0%)	
0	対面個別指導(67%)		テープ起こし(0%)	

A) 結果5-2【「英会話」の支援項目の有効性と希望率】

支援数	有効性 66~100%の支援項目		有効性 0~65%の支援項目	
	希望	希望	希望	希望
18	説明・指示の文字化 (80%)	15%	板書 (60%)	9%
	ノートテイク (76%)	21%	席の配置に配慮 (50%)	
	聞き取り問題の文字化(75%)	15%	伝え確認 (50%)	15%
	補助プリント(75%)		ゆっくり話す(40%)	9%
7	ASL付きVTR (100%)	12%	FMマイク (60%)	
	対面個別指導 (100%)		PCテイク (50%)	21%
	訳の配布 (100%)		英文に振り仮名 (50%)	12%
	手話通訳 (100%)	18%	パワーポイント使用(50%)	
	個別添削 (100%)		字幕付きVTR (50%)	
	発音指導 (100%)		テープ起こし(50%)	
			プロジェクター表示(0%)	

A) 結果5-3【「読解」「英会話」の支援状況の比較】

有効性(高):支援数(多)の象限比較

「読解」(n=57)

- ノートテイク: (支援数33) 有効性79%・希望21%
- 板書: (41) 有効性71%・希望12%
- 補助プリント: (22) 有効性68%・希望14%
- 聞き取り問題の文字化: (21) 有効性67%

* 有効性と希望から見て支援数のバランスが良好

「英会話」(n=36)

- 説明・指示の文字化: (10) 有効性80%・希望15%
- ノートテイク: (17) 有効性76%・希望21%
- 聞き取り問題の文字化: (8) 有効性75%・希望15%
- 補助プリント: (8) 有効性75%

* 有効性と希望から見て1.3.4項目は支援数不足
板書(15)と席の配置(18)は有効性は低い支援多い

Tsukuba University of Technology

A) 結果5-4【「読解」「英会話」の支援状況の比較】

有効性(高):支援数(少)の象限比較

「読解」1. パワーポイント使用: (支援数7) 有効性100%・希望14%
 (n=57) 2. 手話通訳: (5) 有効性100%
 3. PCテイク: (12) 有効性 75% ・希望25%
 4. 字幕付きVTR: (7) 有効性 71% ・希望16%

「英会話」1.手話通訳: (2) 有効性100%・希望18%
 (n=36) 2. ASL付きVTR: (3) 有効性100%・希望12%
 3. 希望はないが有効性100%の項目:
 対面個別指導(3)・訳の配布(3)・個別添削(2)
 4. PCテイク: (4) 有効性 50% ・希望21%

* 有効性100%だが支援数不足の項目が「読解」より多い
 PCテイクは有効性は低い希望が多い

13

Tsukuba University of Technology

A) 結果6【学生からの要請に対する大学の対応率】

	読解(27人)	英会話(18人)	プレゼンテーション(7人)	
大学の要請	情報保障関連	12件	5件	・試験方法 ・アメリカ手話での発表 ・発表原稿のレジュメ 他
	教員に要請	21件	10件	
	リスニング関連	9件	2件	
	代替措置	0件	2件	
試験代替	0件	1件		
総数	42件	20件	8件	
大学の対応率	88%	71%	75%	

14

Tsukuba University of Technology

B) 現状を踏まえた上での情報保障の在り方

- 「読解」「英会話」で画一的な支援提供がされているが、科目の特性に起因する有効性や学生の希望の格差に見合った支援体制の取り組みが必要である→「英会話」は他科目に活用可能
- PCテイク:「読解」では有効性も希望率も高いが人材不足
 「英会話」では有効性、支援数ともに低いが学生からの希望が多い
 * 情報量の充実化が計れること、またOral系の科目でもPCテイクの成功事例が増えていること、支援機器との連携で更なる支援の効率化が図れるので、人材の養成や確保に対策を講じ取り組む必要がある
- 要請すれば大学の対応率は高いが要請する学生が受講生数の半数であることから、聴覚障害学生の意識改革、支援を担う教員の理解、およびその仲介的立場で支援を担う支援室の連携が支援の進展に寄与する
- 支援機器導入は、語学科目では今後の検討項目である

15

Tsukuba University of Technology

C) 今後に向けた語学科目の教授法

- コミュニケーション能力強化が求められている社会的状況下で聴覚障害学生の語学教育を考えていく必要性
 『「英語が使える日本人」の育成の為の行動計画』2003年
 「グローバル人材育成戦略」2012年
- 英語受講科目の多様性への対応:
 ・「代替措置」と「試験配慮」の調査結果からの示唆
 ・「英会話」の楽しさと等価的評価
 ・代替措置としてのアメリカ手話の導入

16

Tsukuba University of Technology

C) 「英会話」代替措置(有・満足・希望)の比較 n=14

代替措置	別の試験	読解	アメリカ手話	英語技能テスト	放送大学	その他
代替措置有り	6	4	4	2	0	3
満足	6	3	3	1	0	1
希望する代替措置	0	3	3	2	1	0

17

Tsukuba University of Technology

C) 「英会話」の試験配慮(有・満足・希望)の比較 n=22

試験配慮	リスニング免除	リスニング試験の文字化	スピーキング免除	スピーキング配慮	試験の全面免除	レポートで代替	その他
試験配慮有り	10	8	5	6	3	5	1
満足	10	5	3	4	2	3	1
希望する試験配慮	3	5	1	3	2	3	0

18

Tsukuba University of Technology

C)「英会話」の代替措置および試験配慮についての考察

- 代替措置では別の試験を措置として受けた6人も満足している。試験配慮および記述欄の考察から、リスニングやスピーキング試験の代替措置があれば、受講生36人中28人は「英会話」の授業に対して抵抗感がないか満足する
- クラス変更を受けた学生は、本当は他の学生と同じように「英会話」の授業を受けたかったという不満をもつ
- 試験の免除やレポートへの代替を望む学生もいる反面、配慮を受け聴学生と同様に試験を受けたい学生もいる

結果：聴く・話す能力に対する正当な評価方法や配慮が確立されれば、現行の「英会話」や他のOral系の授業に満足できる

19

Tsukuba University of Technology

C)「英会話」の目的と評価

- 学生が授業で楽しかったこと：
 - 講師やクラスメートとのコミュニケーション(8人)
 - ペアワーク、グループワーク、個人指導など少人数制の授業で実力が付いたと感じた(8人)
- 評価・学生は多様性に満足：
 - リスニング試験問題のテキスト化
 - スピーキングは出席率、平常点、発音の明瞭さではなく伝えたい意欲などを反映
 - 短い英作やライティングも評価対象
- 評価・教員の見方：
 - 試験免除ではなく配慮を講じ、聴学生の会話力に等価できる方法の模索 例：ツイッターの様にテキスト化した形での会話/ITC導入

20

Tsukuba University of Technology

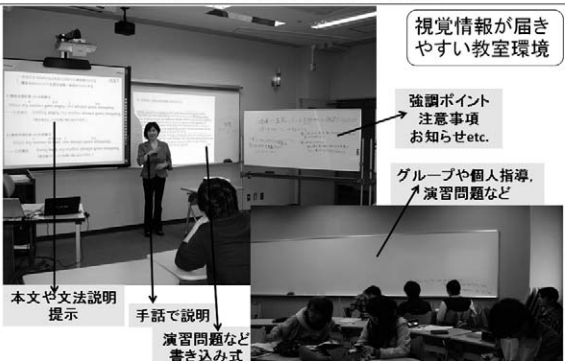
C)代替措置としての「アメリカ手話」

- 代替措置では満足、希望共に「読解」と同じ位置にある
- 聴覚障害学生の関心の高さ：
 - 記述欄も含め15人から意見発信あり
 - 単位互換制度の確立や科目設置希望学生13人
 - 英語の楽しさを経験し満足した学生1人、授業内容の充実を希望した学生1人
- 聴・聴障学生双方のメリット：
 - 聴覚障害学生は、科目としてのアメリカ手話導入は聞こえに関係なくコミュニケーション能力を伸ばせる公平な場
 - 聴学生も聴障学生の高いコミュニケーション能力から学ぶ

21

Tsukuba University of Technology


D)【筑波技術大学の事例①「情報保障 英語」】



22

Tsukuba University of Technology

D)【筑波技術大学の事例②「グループワークとホワイトボード」】




ホワイトボードを活用しグループ活動
→聴・ろう学生混在のクラスでも生かせる(ダイアログ作成・プレゼンテーション準備etc.)

聴学生：補助役から機転の利かせ方の体験
ろう学生：社会生活の疑似体験
相互：自主性の育成

23

Tsukuba University of Technology

D)【筑波技術大学の事例③「情報保障 英語読解」】




- 情報保障工夫：
 - ①NPO法人PCY298が教員の話字幕入力、大型ディスプレイ表示の教科書を実物投影机でホワイトボードに映し出しマーカーで書き込み
 - ②PCテイカーに講義内容を事前伝達
 - ④文中の説明時にテキストのページ数を伝達
 - ⑤PCテイカーの負担を考え、自分のPCで英語の発話や質問を入力、表示、学生はホワイトボードに書いて応答

・教員：音声での指導
対象学生：15人以下

24

Tsukuba University of Technology

D)【筑波技術大学の事例④】「情報保障 第二外国語・独語」



・情報保障/工夫:
 ①NPO法人PCY298が教員の話
 字幕入力,大型ディスプレイ表示
 のホワイトボードに独文和訳問題の記述
 ②テキストのカナ表記
 ③PCタイカーの入力速度確認
 ④学生とのコミュニケーションの為に
 手話学習開始
 ⑤強制はしないが独語の文章音読

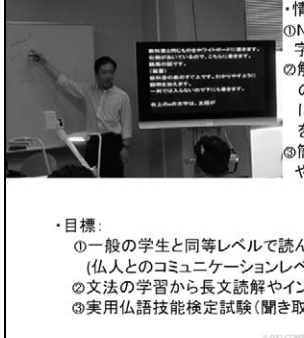
・感想:
 学生の発話が聞き取りづらい
 (遠慮なく繰り返してもらおう)

2名による
 連携字幕入力

25

Tsukuba University of Technology

D)【筑波技術大学の事例⑤】「情報保障 第二外国語・仏語」




・情報保障/工夫:
 ①NPO法人PCY298が教員の話
 字幕入力,大型ディスプレイ表示
 の解説やクラス全体の発音練習時,教材
 の発音を表すカタカナ文字データを画面
 に提示(学生の発音に対する興味の強さを
 考慮して)
 ②簡単なことは口頭で,複雑なことは筆談
 や画面を通じて伝達

・目標:
 ①一般の学生と同等レベルで読んだり,聴覚の状態により聞くこと
 (仏人とのコミュニケーションレベルの聞き取りや発音は少数のみ)
 ②文法の学習から長文読解やインターネット等の文字情報の理解
 ③実用仏語技能検定試験(聞き取り試験は免除可能)

26

Tsukuba University of Technology

D)【筑波技術大学の事例⑥】「第二外国語・アメリカ手話」



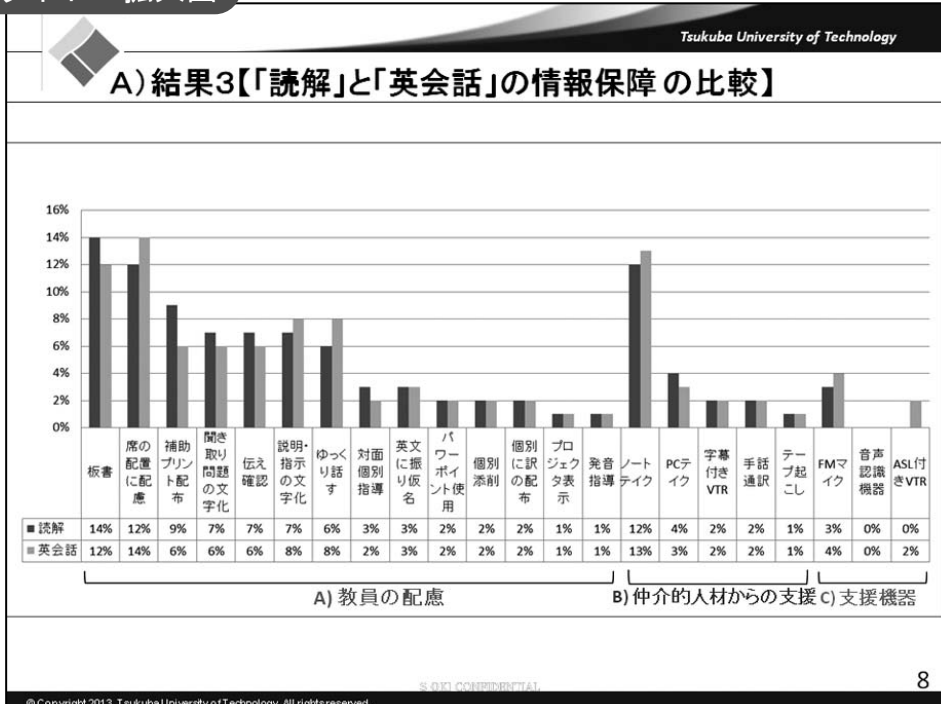
・工夫
 ①音声英語・日本手話の不使用
 ②アメリカ人の身ぶり・しぐさの導入
 ③指文字による英単語へのアクセス
 ④アメリカ人の会話のビデオ視聴



・目標:
 ①異文化コミュニケーションの能力を高める
 ②アメリカ手話の基礎レベルの読み取りおよび表現を習得する
 ③アメリカ人の生活文化を理解する

27

スライド 8 拡大図



「聴覚障がい学生 在籍クラスでの語学授業 実践報告 —その工夫と課題、そして今」
札幌学院大学英語非常勤講師 大池 京子 氏

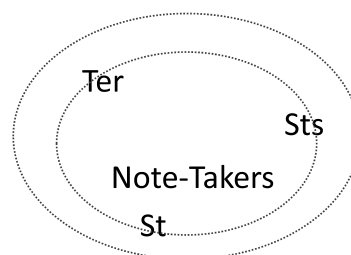
聴覚障がい学生 在籍クラスでの
語学授業 実践報告
— その工夫と課題、そして今

How to Better Serve a Class with a Hearing-impaired Student—Devices, Challenges & Now...

大池 京子 札幌学院大学英語非常勤講師

1

出会い・戸惑い・希望



2

パズルのpiece⇒授業方針の決定へ

- 関係部署から授業保障に関する資料提供
- 学生の聴覚障がいの程度は？
- どんな英語教育の方法が？
- なんとか授業保障をしたい！
- 留学時代の経験, Deaftopia, 手話との出会い
- “Our ability for language is innate, regardless of handicap” (Lorrain & Mare, 2003)
- 同僚教員達へアドバイスを求める

3

新たな授業方針と研究課題決定

- 1) 聴覚障がい学生の学ぶ権利・講義を保障し、
 - 2) クラスの生徒全体の成長を目指すこと
- ＝これは、生徒一人ひとりに分かり易く、成長を促す授業となるよう、自分の授業を見直し再構成する機会ととらえる
- ➡ そして関連分野の資料を探しつつ授業を展開する日々がスタート

4

この研究の目的

- 1) 聴覚障がい学生在籍クラスでの語学授業に対し行った私の試みは、当該学生やクラスの生徒全体にとって役立っていたのか検証を試みる
- 2) 聴覚障がい学生在籍クラスでの語学授業に関して、具体的な学習支援事例を持ち寄り、積み上げ、今後のより良い学習支援体制制作りに役立てて頂くことを目指したものの。

5

当面の実践・研究の視点

- 1) 聴覚障がい学生に分かり易く英語を教える為に授業方法をどのように修正できるのか
- 2) 聴覚情報をできるだけ視覚情報に置き換えて提示することは当該学生のプラスになるのか
- 3) 当該学生、ノートテイクと教師間の連携を深めることで、より良い学習支援ができるのではないか
- 4) 授業スタイルの修正は、クラスの生徒全体のプラスにつながるのではないか
- 5) 英語科教員と関係部署の協力を基に、聴覚障がい学生の一一般教養英語教育に関して一連の対応計画と授業展開の方向性を作ることができるのではないか

6

日々 試行錯誤の授業実践

A) 聴覚情報⇒視覚情報へ

中心教材: *English Fast Lane* (成美堂、2006)
音声言語としての英語学習方法を展開
4技能(聞く・話す・読む・書く)をバランスよく
鍛えるもので、随所にCDリスニング(TOEIC
Listeningを含む)箇所あり

- ➡ ListeningのSCRIPTを書き起こし、加工し
渡す。後に出版社の協力で、テキストの
電子データを頂き、それを加工し配布

7

ワークシート配布: 授業中に語いの発音(アクセント
を含む)や意味の整理、ディスカッションに向け自分
の意見を予め書いてくる

- ➡ **OHC(教材提示器)**を活用し、クラス全体に、
今、テキストやワークシートのどこをやって
いるのかを示した

授業のポイントや教師の説明を
直ぐにイメージし易いように、

- ➡ 黒板全体を大きく何箇所かに分け、ページや見出
し、課題や連絡事項を書き出した。ジェスチャーも。
例: 発音指導⇒イラストで調音の位置と様態を示す

8

口読理解支援

- 学生達に話す際⇒できるだけ当該学生の前か付近の、教師
の口元が見易い位置に立つ
- 明瞭な音量と発音に努める
- @ Note-takerさんのテイク状況が確認できる
⇒ 学生の理解状況を把握しながら、順に学生達を指名できた
- @ Note-takeを終えるまでのタイムラグの間
⇒ ブロック毎に机間巡視し個々の学生をサポート
- 通常のTeacher talk = シンプルな英語で2回 & 日本語で1回
(理解度確認の為)内容を語るようにしている
- さらに、予め授業の流れを把握し易いように
⇒ 授業アウトラインと場面毎のKey Qsを先渡し

9

b) 学生・テイカーさんとの連携の試み

- Feedbackをもらい、より良い授業支援を目指し、
授業後数回、短く交流タイムを設ける
→ 「さ」「だ」行を発音しづらいことを知る
- 大学ポータルサイトの個人伝言機能を活用し、
双方向の交信を奨励する

10

実践と学びの日々

- 授業実践と並行し、関連分野の研究・資料探
しを進める
- @ 大学バリアフリー委員会資料、PEPNet-Japan
Website、大学のStudy Groupでの実践交流
⇒ 力強いサポートに

11

英語ネイティブの先生のコメント

(as of 2009)

- テイカーさんにも授業参加してほしい
- ゆっくり、はっきりと直接学生に話す
⇒ リップリーディング
- 指示を板書
- クラスダイナミクスに考慮を: 下位クラスが
非協力的な時、ペア活動を避ける
- プロジェクト修正: テキストを多く、オーディオを少なく
- 音声が不明瞭 ⇒ 録音省略も、PPT作成に意欲
- プレイメントを最上級クラスにしては?

12

教員として当時抱えていた悩み

- 学生の聴覚障がいの程度や、聴覚障がい学生への英語教育について、不明な点が多い
- 学生やテイクーさん達からのFeedbackが少ない
- 突発的な口頭での補足にテイクが追いつかず、情報を待っている間に学生が居眠り
- やりがい vs. 授業を(視覚・聴覚)2つのモードで準備する、時間的葛藤

13

音声指導—難しさ(失敗)と発見

- 発音補助表記
ワークシートにIPA(国際音標文字)発音記号を補助的に書き込み、Phonicsの手法で発音指導
⇒ カタカナ表記へ @ 音量がグンと増した
- ➡ これまでカタカナを使って英語の発音を習ってきたことを知った
- ※ 障がいの程度や内容の把握ができていなかった...

14

教員の思い—学生の障がいの把握

- いつから、何故聴覚障がいを持ったか、聞けなかった ← 学生を傷つけてしまうのでは？
- ⇒ 先天性難聴で、日本語調音の習得年齢時期にそれを的確にできなかった為、発音が不明瞭になっていることに気づく
- ※ しかし、学生の前向きな学習姿勢に助けられた

15

学生の前向きな取り組みと波及

- @ 学生は常に課題に真摯に取り組み、大変積極的に声を出し、ペア活動やグループディスカッションに取り組んでくれていた
- 例: 4人グループでのディスカッションは、しっかりと自分の意見を述べ話し合いに貢献する姿
← クラス全体が良い刺激を受け、真剣に学ぶ姿勢に感動を覚えている様子

16

補助教材・授業形態の工夫

- Asahi Weeklyの記事、洋楽、大学E-learning System (文法, TOEIC, etc.の Online Self-study Program)
- クラス配布資料への変化
例: Summary Completion シート、Worksheetに補足情報を書き加える
- 当該学生のテストのリスニング箇所にかたかなで補足表記を加える
- “The Minute Paper” (Anderson, 2007) でFeedback

17

学生達からのFeedback

当該学生 4/18/2008

- リスニングは目で見るとできないが、修正液で穴埋め箇所を作ったプリントを作ってくると助かる
- 5/09/2008
(Q1: 今日の授業で最も印象的だったのは?)
• 洋楽 “True Colors”を聴いたこと
(Q2: 今日の授業で最も難しかったことは?)
• 歌詞を発音したこと
(Q3: 次回の授業でやってみたい事は?)
• もう少し英語を覚えたい

18

他学生達 4/18/2008 (St 総数 #20):

- 1) 今日の授業の印象は？
- ・ペースは丁度良い(4人回答)
 - ・授業が分かり易い(6)
 - ・リスニング練習が難しい(4)
 - ・感情について話し合った授業は有意義だ(1)
 - ・CDを使っの授業は良い(1)
- 2) 次回の授業でやってみたい事・要望は？
- ・もっとリスニング力を磨き、英語力をつけたい(2)
 - ・楽しく英語を学びたい(3)
 - ・英語を自分の暮らしの身近に感じたい(1)
 - ・ひいきしてほしくない(1)

19

- ・もっと授業を易しく、分かり易くしてほしい(3)
- ・アニメのような面白いものを使ってほしい(2)
- ・分かり易い読物を使ってほしい(1)
- ・文法を学びたい(1)

5/09/2008 (St #20):

- 1) 印象的だった事
- ・“True Colors”を聴いたこと。良い歌だ!(9)
 - ・Summary を完成したのは初めての経験だ(2)
 - ・TOEIC リスニング練習は難しかった(1)
 - ・英語の難しさを再確認した(1)
 - ・一生懸命取り組み、沢山参加した(1)
 - ・黒板に出て板書したこと(1)

20

2) 難しかった事

- ・“True Colors”(3)
- ・英語でサマリーを完成したこと(2)
- ・T/F Qs (紛らわしく passage 内で答えを scan し辛かった)(8)
- ・長い読物を読み、理解すること(4)
- ・Previewing箇所や Main Verb に下線を引く作業

3) 次回に向けて

- ・もっと単語を覚えたい(4)
- ・英語を覚えたい(3)
- ・リスニング力を伸ばしたい(3)
- ・課題に真面目に取り組む(2)
- ・授業参加を頑張る(以下各1)/ Reading と Writing
- ・TOEIC リスニング練習/体調管理/遅刻しない/発音

21

最終講義時、講座全体に関しアンケート

▶ 1/09/2009 (5段階評価、5 が最高 + 自由記述方式)

Q1) E-learning System (Open Lang. Lab.) は役立ったか？

Q2) Portal での学習支援は役立ったか？

Q3) 講座満足度は？

※「授業スタイルがクラス全体にとり、どれくらい有効だったか」の視点で設問を設定すべきだったか

当該学生

- A1) 3. 部分的にやってみただけだが、分かり易いプログラムだった
- A2) 2. 講義連絡等メッセージは携帯にも配信されてきたが、気づかずチェックしないことも多かった
- A3) 4. 自分は教師や他の学生と協力し学習したので良かった

22

Tables

クラス全体として(出席20名、部分的に無回答あり):
(コメントは、1人で複数書いた学生あり)

1) OLL	Rating	1	2	3	4	5
	St #	1	6	5	8	1
2) Portal	Rating	1	2	3	4	5
	St #	1	3	3	6	4
3) Course	Rating	1	2	3	4	5
	St #				3	

23

他学生達からのコメント:

- ・授業が楽しく、やり易くて良かった(8)
- ・もっと出席を頑張りたい。体調に気をつけたい(3)
- ・遅刻が多かった。反省(2)
- ・わかり易く学べた(2)
- ・遅刻の為、講義ペースが速くついていけず、理解不足につながった(1)
- ・久しぶりにちゃんとした英語の授業を受けた気がした
- ・なかなか面白かった
- ・頑張って出席したので勉強も結構できた。これからも頑張っていきたい
- ・毎朝憂鬱で起きれなかった
- ・全体的に普通だった
- ・黒板の字をもう少し大きくして。それ以外は良い
- ・長いようで短かった

24

改めて実践を振り返り、学ぶ機会

- 講座後も、英語教師として未解決の疑問点が山積
 - ➡ 聴覚障がい学生への支援を学び合う輪を求める
 - '09 TESOL国際学会に参加 → mailing listで交流
 - 大学バリアフリー委員会担当新國先生と交流
 - 聴覚障害英語教育研究会と須藤会長講演('06)
 - PEPNet-JapanとDVD "Access"
 - JASSO
- ➡ 研究の大きな原動力に
- @ 実践をもう一歩深く見詰め、聴覚障がい英語教育の在り方について学ぶ機会を得る

25

分析手法: 学生への面談と質問紙、 テイカーさんへの質問紙調査

- 約1年を経過しての追跡調査の為、授業の様子を想起し易いよう解説をし、当該学生と、4名の担当テイカーさんのうち、在籍中の2名のテイカーさんへ依頼する
- ⇒ アンケート質問項目要旨 別紙参照

26

実践を振り返り、見えてきた課題 (as of 2010)

- a. 担当教員は、障がい学生の在籍、障がいの内容・程度を少しでも早期に、正確に知ること、より良い授業支援ができるだろう

↓

大学側への要望: 早めの告知、資料、ストーリーミング配信素材(DVD「Access」「研究会講演」等)の周知を

27

b. 聴覚障がい学生への語学教育の 教授法の蓄積を

例 (講義保障):

- リスニングをreal-time captioningで携帯へ配信等
- コミュニケーション・表現活動をchat writingで、等
- スキル分野を代替活動で指導する場合の具体的方法(速読等)

➡ カリキュラム作成も含め、さらなる議論が必要だろう

28

まとめ: ESP ➡ Universal へ一歩

個々の学生が障がいの有無にかかわらず、
対等に学び合える学習環境作りへ
= 誰にとっても分かり易い授業提供へ

↓

やがて社会に出て、自ら発信し切り拓いていく力となるような良き支援の体験・授業実践を一歩ずつ目指していく

~ Thank you!

29

大学の取り組みから(as of 2013)

- 聴覚障がい学生支援窓口ができ、情報の共有化がスムーズに
 - 聴覚障がい学生について、事前に全学共通担当者に連絡 ⇒ クラス編成等でも配慮
- @ 例: 新入生Kさん ⇒ 学習支援室担当にテスト準備について相談あり
- ➡ 全学共通英語担当と面談(学習歴、要望等)
⇒ Native・日本人英語両クラスで対応
- ※ 情報保障の為、英語力のあるテイカーさんの確保が課題

30

〔当該学生へのアンケート質問項目要旨〕

Q1. 教師の授業支援方法について

授業中は、視覚教材の活用— A)板書(イラストを含む)、B)教材提示器(OHC)、C)Worksheet (聞き書き)や発音のカタカナ表記入り)、D)当日の授業の流れや、Key Question を書いたメモの先渡し、E)TOEIC のリスニングで流れる原稿を配布—という対応をしましたが、率直にこれらはあなたの授業理解に役立ちましたか?不必要と感じたものはありましたか?

Q2. 授業内容(形態)について

音声言語としての英語に焦点を当て、(聞く、話す、読む、書くの4技能を)総合的に伸ばすことを目指したシラバス(授業計画)だった為、A)語いの発音やアクセントのチェック、B)ペアワーク、C)グループでのミニディスカッション、D)CDリスニング(歌詞も含む)等の活動がありました。また、E)OLL(オンライン教材)を使って文法の基礎を復習するセッションもありました。これらの活動への参加は、容易でしたか?難しく感じた点はどんな部分でしたか?

3. 教師とのコミュニケーションについて

私は少しだけ手話を習ったことがあります、まとまったことを意思疎通できるレベルではなく、授業中の教師の説明はノートテイクさん達のサポートが大きな力でした。あなたが意見を発表したり、質問をしたり、要望を伝えるうえで、教師とのコミュニケーションはスムーズでしたか?困ったことはありませんでしたか?

4. 小中高校を含むこれまでの学校生活の中で、授業においてこんなサポートがあったので、とても理解し易かったとか、こんな活動形態(ペア、グループなど)で学ぶことの楽しさを味わった、といった経験があれば、教えてください。

5. 最後に、あなたがこれから社会へ巣立っていくことを踏まえ、聴覚障がいを持つ学生へのサポートに関して大学・教員側への意見や要望など、どんなことでも率直に書いて下さい。

〔テイカーさん用アンケート質問項目要旨〕

Q1. 教師の授業支援方法について

(左のQ1.Eまで同じ)これらの工夫は、担当した学生の授業理解に役立っていると感じましたか?また、ノートテイクや手話通訳をするうえで、やり易かったり、逆に難しいと感じた点はありましたか?

Q2. 授業内容(形態)について

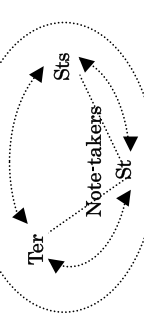
(左のQ2.Eまで同じ)担当した学生がこれらの活動に参加できるようにノートテイクや手話サポートをするうえで気づいたことはありますか? 難しいと感じた点はありますか?

Q3. 教師とのコミュニケーションについて

(左のQ3.前半同じ)授業中の教師の説明はノートテイクさん達のサポートに大きく助けられていました。担当した学生が意見を発表したり、質問をしたり、要望を伝え、教師とコミュニケーションを図るうえで、ノートテイクさんとして何か気づいたことはありますか?

Q4.最後に、聴覚障がいを持つ学生へのサポートに関して大学・教員側への意見や要望など、どんなことでも率直に書いて下さい。

【聴覚障がい学生とノートテイカーさん達へのアンケート結果】

Q	聴覚障がい学生 A.さん	ノートテイカー1.さん	ノートテイカーY.さん	改善へ向けて試案
1	<p>板書(含むイラスト)、OHCあった方が、テイカーさんのブレスリッシャーが少し少なくなると落ちだし、「今こやあってる?」とか分かり易くてスムーズに進められたらと思います。また、授業の流れや発音のカタカナ表記を入れてくれて大変に助かったです!しかし、アクセント(発音)なぜこなるのかは、ちょっと理解できなかったのかなと思います。</p>	<p>リスニングの原稿を配布して頂いたことは、学生にとって良かったと思います。口頭説明だけでなく、細かい板書してもらったので分かり易かったです。ただ、次に何をすればよいか、上手く伝わってないところが何回もありました。</p>	<p>視覚教材の活用は授業理解に役立ったと思います。しかし、リスニングで流れる原稿の配布は、ただ指でなぞることしかできません。これでよいのだろうか、と疑問に思っている部分もありました。</p>	<p>改善へ向けて試案</p> <ul style="list-style-type: none"> visual aids 発音 <ul style="list-style-type: none"> カタカナ介入? ASL/JSL → Engへ? Phonics 指示後、間を置き確認を リスニング→速読等へ? 2 modes
2	<p>語いの発音やアクセントのチェックが1番難しかったです。何故なら、聴覚障がいを持つ人には、発音のアクセントを確かむのが大変だからです。どういう感じで発音すればいいのかも、なかなかできません。Open Language Laboratoryは、問題を解くくらいは大丈夫でしたが、リスニングもちょっとあった気がしますが、その部分は聞けないので、ポーンズ得点ももらえないというところでは不便かなあと。</p>	<p>発音やアクセントのチェックは、事前にしつかり説明をしないと、難しいように感じました。ディスプレイでは、他の学生さんの協力もあったので、非常に助かりました。</p>	<p>ペアワークやグループディスカッションでは、周りの学生さん達の助けもあり、スムーズに参加することができていたと思います。発音の際は、どうしても皆より遅れてしまうので、こちら側でも何か工夫をしなければならぬと感じました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現→write & say with help? リアルタイムキャプション? タイムラッグを活用 英語母語話者教師の授業のノートテイカーは? Listening → 代替へ?
3	<p>少しだけ手話ができるのなら、わかる手話だけでもよいので、手話を使ってくれたら、嬉しく思います。また、ジェスチャーでも筆談でも口を大きく開けるでも、いろんな方法があるので、積極的にいろんな方法を使いながらコミュニケーションをとれば、スムーズにできると思います。</p>	<p>よく学生に何かを伝える時に、通訳するテイカーを見て話す先生がいらないかと思いますが、学生の目を見て、学生に話しかけて下さっているだけで、学生としては嬉しかったです。</p>	<p>個人的な意見ですが、Aさんは先生の授業支援に満足(?)しているように見えました。ノートテイカーや、聴覚障がい学生を理解して下さったと思うと思います。たくさんのご支援、ありがとうございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該学生の立場になって支援を Learning community/team を
4	<p>中学の時は、サポートとしての先生が私の隣に居てくれて、ノートテイカーのように、要約してもらいました。(思ったように、ノートテイカーのようにいかなかったけど) 高校の時は、特別学級がなかった為、サポートとしての先生がいなかったので、その代りに仲の良い友達ができては(先生から頂いたメモ帳に)して もらいました。</p>	<p>ビデオなど映像教材を使用する場合は、字幕を入れて頂けると非常にありがたいです。また、話をすると助かり速くなり過ぎないように気をつけて頂けると助かります。教職員の方だけでなく、同じ教室にいる学生、又は外部から来られる講師の方にも、話しの速さや、聴覚障がい学生、テイカーがいいることを事前に伝えてほしいです。テイカーは受講生ではないので、基本講義には参加しません。テイカーはテイカーに集中していいので、あてられたりすると満足な情報保障ができなくなる場合があります。時々ですが、教員自身の発言を「それは書かなくていい」とおっしゃる教員の方がいます。その情報を必要とするか、しないかは学生本人が判断します。その点を理解して頂けるとありがたいです。しかし、配慮して頂いている点も沢山あることも嬉しく感じています。ありがとうございます。今後とも宜しくお願いします。</p>	<p>大学の教職員全体がテイカーについて理解しているかどうかは分かりません。声が小さかったり、ごにょごにょ話しているところでも聞いて聞き取りにくい部分があり、途中でテイカーが止まってしまうこともあります。また、ネイティブの先生の授業は、まだまだ難しい点もあるので、私たち自身、改善が必要だと思っています。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> テロップ(字幕)入れ支援の活用を 話者の話すスピード調整 資料の前渡しや音声個別指導? ニーズをその都度伝え合い、改善を 積み上げていくプロセスと仕組み作りへ
5	<p>サポートして欲しいことは、やはり「発音のアクセント」が1番かなと思います。テイカーさんが耳の代わりにテイカーをやってもいいですが、英語が特に難しいので、授業の前目でも、発音のアクセントを書いてもらえたら、とても助かります。なぜなら、先生が英語で言ったことを真似て学生が英語で発音しなくてはいいけないことでもあるので、聴覚障がい学生にとっても他の学生のように追いつかないので、とても困っています。</p>			

References

- 「Access! 1& 2」(2009) 聴覚障害学生支援 FD 教材 DVD シリーズ PEPNet-Japan
- 馬場こずえ (2006) 「日本福祉大学における聴覚障害学生英語授業への取り組み」 Retrieved on February 28, 2010 from http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/kyouinshien.pdf
- 聴覚障害英語教育研究会 ウェブサイト (2000) <http://deafeng.spaces.live.com>
- 「聴覚障害学生自身を育てる視点、他」(2006) 宮城教育大学ウェブサイト障害学生支援プロジェクト資料: 50-80 「第5回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム報告書」 (2009) PEPNet-Japan.
- ディーリ, J.K.・都築繁幸・土谷道子 (1994) 「筑波技術短期大学聴覚部における英語教育の実際」 Retrieved on March 10, 2009 from http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/bitstream/10460/220/1/Tec01_0_17.pdf
- 長谷川晃子 (2010) 「宇宙からの第一声を手話で」『ISAS ニュース』No. 347
- 石田久之 (2006) 「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」『平成 18 年度障害学生修学支援セミナー報告書』JASSO: 34-46
- Johnson C.R (2009) EFL and the Deaf: Teachers Making a Difference, *Essential Teacher*, June: 16-19
- 「情報保障の手段、授業における教育的配慮」(2006) PEPNet-Japan
- 「講義の「字幕」携帯に 聴覚障害の学生支援」(2009) 読売新聞 Retrieved on March 10, 2010, from <http://www.yomiuri.co.jp/...20090909-OYT8T00201.htm>
- 「高等教育に学ぶ障害者への配慮と学習支援」(2002) 福岡教育大学ウェブサイト Retrieved on March 4, 2010 from <http://www.fukuoka-edu.ac.jp/~tomiohta/SCS/h14/scs0211.htm>
- Lorraine, C.S. & Mare, N.N. (2003) Language: Is It Always Spoken? 「言葉、それはいつも話されるものだろうか?」 *Issues for Today* Ch. 4, 60-62 Heinle
- Marks, J. 「アメリカ合衆国の高等教育機関における障害学生支援サービス」 Retrieved on February 28, 2010 from <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/social/ussudents.html>
- 松原崇 (2006) 「教員支援」平成 20 年度障害学生修学支援コーディネーター養成講座 JASSO Retrieved on February 28, 2010 from www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/kyouinshien.pdf
- 松藤みどり (2002) 「三国聾学生国際交流 PEN-International 親善大使の中国訪問」『聴覚障害』2002 年 6 月号 Retrieved on July 25, 2010 from <http://www.normanet.ne.jp/~ww100114/library/li-36.htm>
- Mole, J., McColl, H. & Vale, M. (2005) *Deaf and Multilingual: a practical guide for teaching and supporting deaf students in foreign language classes* 「聴覚障害と多言語使用: 外国語授業において聴覚障害学生を支援し教授する為の実践的指針」 Direct Learn Services. Ltd
- 長田こずえ (2007) 「アメリカの聴覚障害者へのサポート事情②」 Retrieved on March 4, 2010 from http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n197/n197_070.htm
- 小田侯朗 「手話の活用: 障害のある子どもの教育について学ぶ」 Retrieved on March 5, 2010 from http://www.nise.go.jp/portal/elearn/choukaku_shuwa.html
- 大沼直紀 「聴覚障害教育の課題—障害保障と情報保障」 Retrieved on March 9, 2010 from http://www21.big.or.jp/~pcs/ent/oonuma/nanchohoshou_johohosho1.htm
- 大杉豊 (1997) 「私はこうして英語を学んだ」『聴覚障害』1997 年 6 月号 Retrieved on March 10, 2010 from <http://www.normanet.ne.jp/~ww100114/library/li-11.htm>
- 斉藤くるみ (2009) 「英語教育のバリアフリー自習教材の開発」『日本社会事業大学研究紀要』55: 39-57
- 須藤正彦 (2006) 「聴こえにくさの理解とその配慮」札幌学院大学第 2 回授業の工夫・改善に関するシンポジウム「重度難聴学生達と共に学ぶ環境の構築を目指して」における講演。
- 鈴木薫 (2005) 「体感言語教育の開く可能性—英語教育における体感振動と学習者の動機付けの関連」 Retrieved on March 10, 2010 from http://www.bodysonic.cc/lla35_suzuki.htm
- 座主果林・打波文子 (2009) 「高等教育のユニバーサルデザイン化における課題—奈良女子大学の聴覚障害学生へのインタビュー調査から—」『人間文化研究科年報』Vol.24: 115-126

【分科会4】

聴覚障害学生支援担当者の役割とは —「見守る支援」の脱構築を目指して—

企画コーディネーター：岡田孝和氏・吉川あゆみ氏・倉谷慶子氏

(関東聴覚障害学生サポートセンター)

司 会：岡田孝和氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)

サブ司会：倉谷慶子氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)

提 言 者：長野留美子氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)

コメンテーター：吉川あゆみ氏(関東聴覚障害学生サポートセンター)

- 討論の柱 ① 聴覚障害当事者からの提言等をもとに、高等教育機関に求められる支援について議論し整理する。
- ② 聴覚障害学生支援の質を高めるために、支援担当者が学生の支援活動を「見守る」ことを超えてすべきこと、できることを再検討する。

企画趣旨

聴覚障害学生支援制度を構築していくにあたっては、学内外からの支援者の確保が欠かせない。支援制度を構築する初期の段階では、何らかの情報保障をすべての授業でつけられるようにすることが当面の目標となる。その際に、コーディネートをはじめとする日々の制度運営を学生が中心となって担う大学も多々見られる。「学生の自主性を尊重する」という名目のもとに、学生による支援活動を「見守る」ことで制度が機能している例もあろう。

しかしながら、単に情報保障が必要なコマに支援者を配置し、学生による支援活動を見守っていただけでは、高等教育機関として適切な支援を行っているとは言い難いことは、これまでも当事者から繰り返し指摘されている。支援の質の向上のためには、学生による支援の特長を活かす一方で、学生による支援から脱却していくこともまた求められてくる。すなわち、支援担当者が聴覚障害学生の潜在的なニーズを把握し、支援に対する明確なビジョンを持ち、将来を見据えた教育的視点を持って支援していくことが不可欠となる。そうして初めて、学生の活動を見守りつつも主体的な関わりをしていくことが可能になるのではないだろうか。その結果、目指すべき支援の水準をモニタリング・維持していくことや、聴覚障害学生・支援学生双方が良好な関係性を保つこともスムーズになる等のさまざまな波及効果ももたらされよう。

しかし、こうした「見守る支援」から主体的な関わりに移行していくにあたっては、支援担当者が

何をどこまでしなければならないのか？どのように行っていくことができるか？等の疑問や悩みも生じることであろう。そこで本分科会では、一歩進んだ関わりを目指す支援担当者を主な対象として、高等教育機関としてあるべき聴覚障害学生支援とは何かを整理し、支援担当者が担うべき役割について再考したい。まず、聴覚障害当事者の提言をもとにそのニーズや真に求められる支援を明確にする。そして、参加者に事前に作成していただく「業務ワークシート」に基づいてグループで議論を行なう。議論や情報交換を通して、参加者それぞれが、ワークシートに表現された「現在の自分」から、次のステップとして目指す「一歩進んだ支援担当者像」を構築する機会としたい。あわせてシンポジウム後も日々の業務で相互に相談できる担当者同士のネットワーク構築に役立てていただきたい。

※本分科会は、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)コーディネーター連携事業で実施された「大学および短期大学における障害学生支援担当者の業務内容・専門性に関する実態調査」の成果をもとに実施する予定である。



全体会

【特別講演 I】

「我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応」

文部科学省高等教育局学生・留学生課 厚生係・就職指導係長 田畑潤司 氏

第9回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応



平成25年12月8日(日)

文部科学省高等教育局学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

はじめに

1. 障害のある学生の現状・データ
2. 障害者施策の動向
 - 障害者の権利に関する条約
 - 障害者基本法の改正
 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)
 - 第3次障害者基本計画
3. 大学等における今後の対応
 - 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」について
 - 合理的配慮の対象範囲
 - 合理的配慮の考え方
 - 短期的課題と中・長期的課題
 - 今後の取扱い・課題



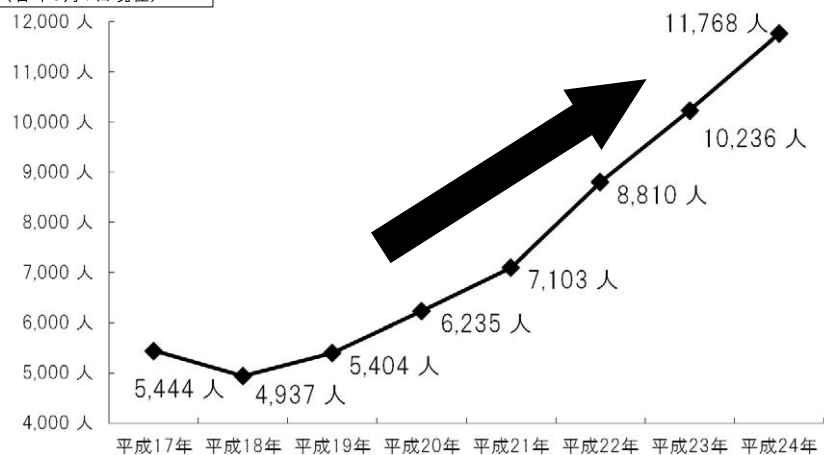
文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

1. 障害のある学生の現状・データ

・障害のある学生の在籍者数(全体推移)

(各年5月1日現在)

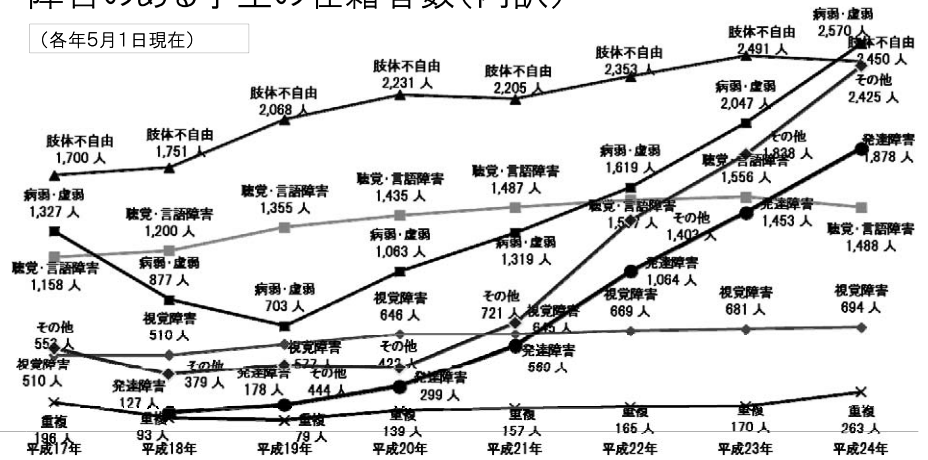


※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。(出典:平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

・障害のある学生の在籍者数(内訳)

(各年5月1日現在)



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱的の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(その他2,425人中精神疾患・精神障害は1,941人、慢性疾患・機能障害は324人、知的障害25人、それ以外135人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
(出典：平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

・主な授業支援の状況(大学数)(発達障害以外)

(平成24年5月1日現在)

(なんらかの授業支援を行っていると回答した大学:475校中)

区分	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複
点訳・墨訳	43	1	0	0	7
教材の拡大	76	4	14	0	11
教材のテキスト・データ化	54	6	7	0	8
読み上げソフト使用	41	3	2	0	5
ノートテイク	16	149	34	0	13
手話通訳	1	56	0	0	3
教室内座席配慮	66	108	187	27	33
実技・実習配慮	53	68	153	51	23
試験時間延長・別室受験	70	10	110	10	30
解答方法配慮	65	19	71	4	21

(出典：平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

・主な授業支援の状況(大学数)(発達障害)

(平成24年5月1日現在)

(発達障害学生が1人以上在籍していると回答した大学:506校中)※1

	区分	実施校数	実施率
授業支援	休憩室の確保	76	19.8%
	実技・実習配慮	63	16.4%
	注意事項等文書伝達	63	16.4%
	教室内座席配慮	51	13.3%
	試験時間延長・別室受験	41	10.7%
	講義内容録音許可	41	10.7%
	チューター又はティーチングアシストの活用	32	8.3%
	使用教室配慮	17	4.4%
	解答方法配慮	17	4.4%
	パソコンの持込使用許可	13	3.4%
授業以外の支援	学習指導(履修方法、学習方法等)	218	56.8%
	保護者との連携	210	54.7%
	専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング	207	53.9%
	社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)	170	44.3%
	進路・就職指導	141	36.7%
	生活指導(食事、洗濯等)	75	19.5%
	出身校との連携	41	10.7%
	発達障害支援センターとの連携	44	11.5%
特別支援学校との連携	7	1.8%	

※1 支援発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍していると回答のあった大学

(出典:平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

6

2. 障害者施策の動向



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

7

○障害者の権利に関する条約

- ・平成18年12月 国連総会にて採択
 - ・平成19年 9月 日本署名(賛同)
 - ・平成20年 5月 発効
- ※日本は現在、締結に向けた国内法整備等を実施

第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

・諸外国の批准等の状況

国連ホームページより抜粋
<http://www.un.org/disabilities/documents/maps/en/enablemap.jpg>



○障害者基本法の改正

- ・障害者権利条約の理念に沿う、条約の締結に向けた国内法の整備
- ・平成23年8月 改正法施行

第4条 差別の禁止(抜粋)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

※第2条 定義(抜粋)

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)①

- ・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
- ・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
- ・平成25年6月公布、平成28年4月施行(一部を除く)

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 事業者は、(同上)…必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

国公立大学・高専など ⇒ 行政機関等(第2条第3号) ⇒ 法的義務
学校法人、学校設置会社 ⇒ 事業者(第2条第7号) ⇒ 努力義務



○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)②

《差別を解消するための措置(具体的な対応)》

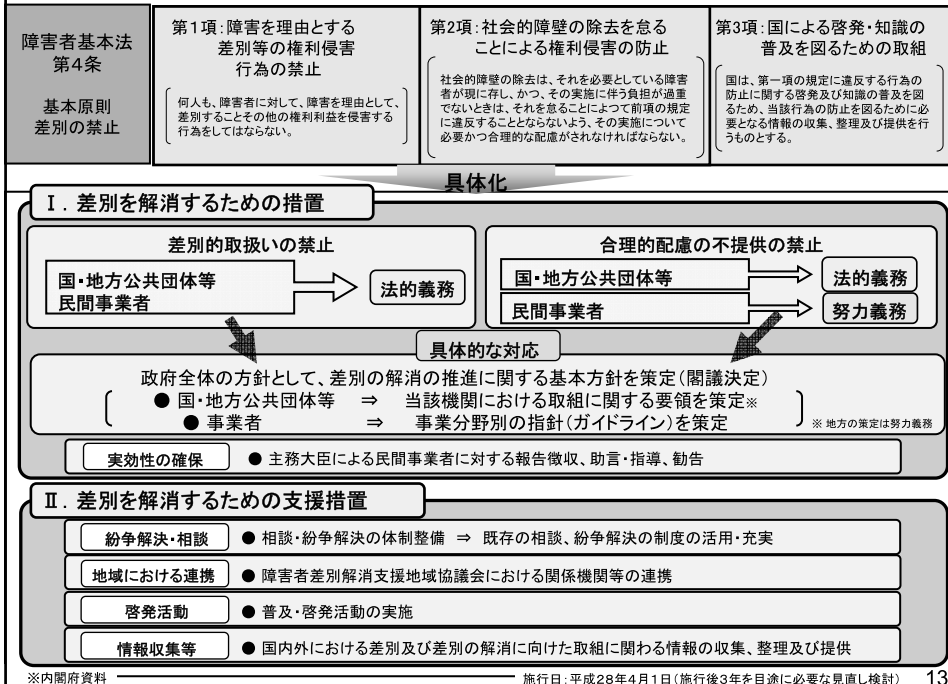
- 政府
⇒差別の解消の推進に関する「基本方針」を策定(第6条)
- 国の行政機関の長、独法等(≡国立大学・国立高専)
⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「国等職員対応要領」を策定(第9条)
- 地方公共団体の機関、地方独立行政法人(≡公立大学・公立高専)
⇒「地方公共団体等職員対応要領」を策定(努力義務)(第10条)
- 事業者(≡学校法人、学校設置会社)
⇒主務大臣が事業分野別の「対応指針」(ガイドライン)を策定(第11条)
主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる(第12条)

《差別を解消するための支援措置》

- 相談、紛争防止・解決の体制整備
⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実(第14条)
- 地域における連携
⇒障害者差別解消支援地域協議会による関係機関の連携(第17～20条)



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法<平成25年法律第65号>)の概要



○第3次障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)

障害者基本計画	
障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画	
経緯等	
<p>【これまでの計画】 障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度) 障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度) ※平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け 障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)</p>	<p>【今回の検討経緯】 平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議 障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取) また、8月23日から9月5日までハフリックコメントを実施</p>
概要(特徴)	
<p>① 障害者施策の基本原則等の見直し 障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し (①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調) また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記</p> <p>② 計画期間の見直し 制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し</p> <p>③ 施策分野の新設 障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設</p> <p>7. 安全・安心 防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等</p> <p>8. 差別の解消及び権利擁護の推進 障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等</p> <p>9. 行政サービス等における配慮 選挙等及び司法手続等における配慮 等</p>	<p>④ 既存分野の施策の見直し 基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3)) ・精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2)) ・新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1)) ・障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2)) ・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4)) ・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等 <p>⑤ 成果目標の設定 計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定 ※それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準</p> <p>⑥ 計画の推進体制の強化 障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進</p>

第3次障害者基本計画の概要	
I 障害者基本計画(第3次)について	
位置付け: 障害者基本法に基づき策定される。政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画 計画期間: 平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間	
II 基本的な考え方	III 分野別施策の基本的方向
<p>1. 基本理念 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現(基本法1条)</p> <p>2. 基本原則</p> <p>① 地域社会における共生等(3条) ② 差別の禁止(4条) ③ 国際的協調(5条)</p> <p>3. 各分野に共通する横断的視点</p> <p>① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障害特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進</p> <p>IV 推進体制</p> <p>1. 連携・協力の確保 2. 広報・啓発活動の推進 3. 進捗状況の管理及び評価(成果目標) 障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視 4. 法制的整備 5. 調査研究及び情報提供</p>	<p>1. 生活支援 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等</p> <p>2. 保健・医療 精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進 等</p> <p>3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 新たな就学先決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興 等</p> <p>4. 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ</p> <p>5. 生活環境 住宅の確保、ハリアリ化の推進、障害者に配慮したまちづくり 等</p> <p>6. 情報アクセシビリティ 放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実 等</p> <p>7. 安全・安心 防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等</p> <p>8. 差別の解消及び権利擁護の推進 障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等</p> <p>9. 行政サービス等における配慮 選挙等及び司法手続等における配慮 等</p> <p>10. 国際協力 権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信 等</p> <p style="text-align: right;">※ 緑色の項目(7,8,9)は第3次計画における新規分野 15</p>

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・**高等教育における支援の推進**
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野16

・第3次障害者基本計画(高等教育における支援の推進)

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進する。

(3)高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。



3. 大学等における今後の対応

○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」について

趣旨

平成20年5月に障害者の権利に関する条約が発効され、これまで、我が国においては、障害者基本法の改正（平成23年8月公布・施行）等の制度整備を行ってきた。一方、各大学等においては、障害のある学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。こうした状況を踏まえ、これまでの取組に加え、今後の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行う。

検討事項

- ①高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方（短期的取組課題、長期的課題の整理）
- ②その他の必要な事項

スケジュール

(日程)	(議事内容)
○第1回 6月 6日(水)	・全体説明
○第2回 6月27日(水)	・委員からの報告 ・合理的配慮について
○第3回 7月20日(金)	・今後取り組むべき課題について
○第4回 8月 8日(水)	・今後取り組むべき課題について
○第5回 8月22日(水)	・関係者からのヒアリング ・合理的配慮について
○第6回 9月18日(火)	・合理的配慮について
○第7回10月16日(火)	・報告書(第1次まとめ)原案の検討
○第8回11月20日(火)	・報告書(第1次まとめ)案の検討
○第9回12月18日(火)	・報告書(第1次まとめ)の取りまとめ
○ 12月21日(金)	「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」公表

・障がいのある学生の修学支援に関する検討会 構成員

	石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授
	巖淵 守	DO-IT Japan事務局長
	大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 マネージャー
	近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 講師
	白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
	鈴木 慶太	株式会社Kaizen 代表取締役
	高橋 知音	信州大学教育学部 教授
◎	竹田 一則	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
	殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
	中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
	広瀬 洋子	放送大学学園 教授
	福永 博俊	長崎大学工学部電気電子工学科 教授
	松尾 秀樹	佐世保工業高等専門学校 教授
	吉永 崇史	富山大学学生支援センター 特命准教授
	渡辺 崇史	日本福祉大学健康科学部 准教授

※五十音順、◎は座長 ※役職は平成24年12月時点の役職

○合理的配慮の対象範囲

○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)

○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

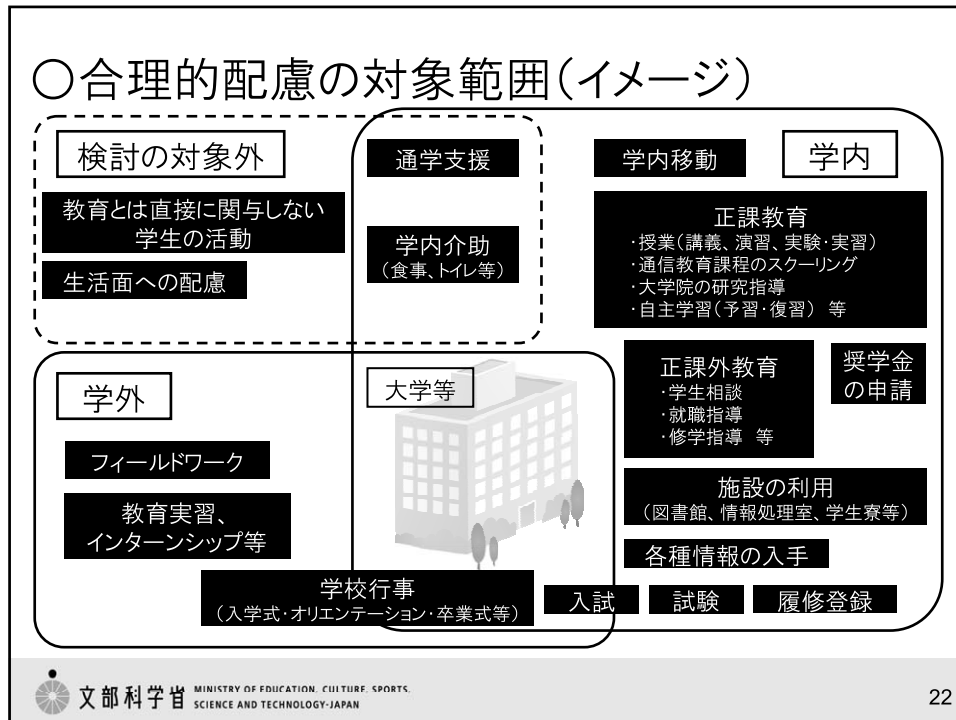
○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

※社会的障壁：障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣習(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障害のある方への偏見など)その他一切のもの。



「障害」は「個人の問題」のみではなく、「社会(環境)側の問題」という捉え方



○合理的配慮の考え方①

合理的配慮＝変更・調整を行うこと

○検討会報告(第一次まとめ)における定義

- ・障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を共有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ・障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に 個別に必要とされるもの かつ 個々の学生の教育的ニーズに応じて提供 かつ
- ・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

【参考】障害者の権利に関する条約の定義
第2条 定義(抜粋)
「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

大学等にとって過度な負担ではないか
＝合理的か

合理的配慮は多様かつ個性が高く、「何が合理的配慮か」を網羅して示すことは難しい
⇒ 大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を整理

○合理的配慮の考え方②

項目別 主な記載内容

- ①機会確保: 障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開: 障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程: 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等: 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制: 大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備: 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。 など

○合理的配慮の考え方③

基本的な考え方

修学機会の確保

- 入試
 - ・大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供
- 受入れ後
 - ・個々の学生の障害の状態・特性等に
応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障

一方で…

高等教育の質の維持

- ただし、
 - ・教育の本質や評価基準を変えてしまうこと
 - ・他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うこと
- を求めるものではない

大学等にとって過度な負担ではないか

変更・調整

個々の学生の教育的ニーズ

○合理的配慮の考え方④

受入れ姿勢・方針の明示(≒情報公開)

進学希望者・学生

⇒情報不足

- ・どのような支援が受けられるか
- ・過去に同じような学生が在籍していたか



各大学等がホームページ等で情報提供

- ・可能な限り具体的に(支援内容・体制、受入れ実績等)
- ・アクセシブルに

学生本人からの支援の申出

合意形成・決定過程

- ・学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重し、個別の検討・判断
 - ・意思表示プロセスを支援(本人が必ずしも単独で意思疎通できるとは限らない)
 - ⇒専門家の同席、情報を整理して提示
 - ・過度な干渉やハラスメントの防止
 - ・根拠資料の提出を求める(他の学生との公平性)
- (障害者手帳、診断書、心理検査の結果、専門家の所見、大学入学前の支援状況の資料等)

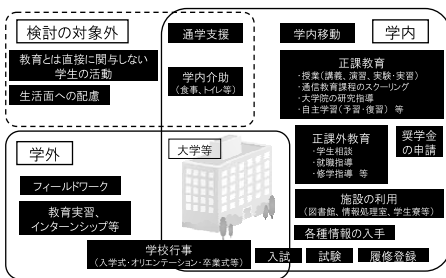
体制整備

- 合理的配慮の決定のための体制整備
- 支援体制の整備
- 異議申し立て窓口、対応プロセスの整備

・体制整備について

体制整備

- 合理的配慮の決定のための体制整備
- 支援体制の整備
- 異議申し立て窓口、対応プロセスの整備



検討会での主な議論

- ・「様々な機会」での合理的配慮について、学生と調整し、支援を実行していくためには、様々な学内関係者(教員、職員、支援担当者等)との調整が必要。
- ・特に、授業を担当する個々の教員の理解が重要。
- ・合理的配慮の決定に当たっては、学生の申出が必ずしも本質的なニーズとは限らず、専門的な見地からのアセスメントが重要。
- ・支援に当たっては、必要に応じ、学外(自治体、NPO、他大学、特別支援学校等)との連携も重要。

学長のリーダーシップにより、大学等全体として専門性のある支援体制の整備が重要

相談窓口の統一、障害学生支援を専門的に行う担当部署の設置、適切な人的配置

○短期的課題と中・長期的課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善
- ②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化
- ③通学上の困難の改善
- ④教材の確保
- ⑤通信教育の活用
- ⑥就職支援等
- ⑦専門的人材の養成
- ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実
- ⑨財政支援



○今後の取扱い・課題

今後の取扱い・課題

検討会報告(第一次まとめ)「おわりに」より

本検討会では、
・障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要である。
・また、高等教育であることに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。
・他方、現状においては、大学等に障害のある学生の在籍者数が増加している中、各大学等の受入れ体制には温度差があり、今後、全ての大学等において合理的配慮の提供が求められることから、各大学等が現実に対応可能な内容かどうかを考慮しつつ、大学等における合理的配慮についての整理が必要である。
という認識のもと、議論を重ねてきた。

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



まとめ

- 差別解消法により、「合理的配慮」の提供が規定
⇒今後、全ての大学等に合理的配慮の提供が求められる。
- 合理的配慮とは、個々の学生のニーズに応じた変更・調整
⇒あらかじめ準備している支援メニューを障害種別等で当てはめるのではなく、支援を求める学生と一緒に検討。
- 学生との調整や支援を実施するための全学的な体制整備
⇒相談窓口の統一、専門的な担当部署の設置。
- 高等教育の質を維持しつつ、学ぶ機会を確保
⇒大学等のみの取組ではなく、大学間や地域との連携が重要。

【特別講演Ⅱ】

「聴覚障害学生支援と『合理的配慮』をめぐる日本の動向

—障害者差別解消法を中心に—

田門 浩 氏

聴覚障害学生支援と「合理的配慮」をめぐる日本の動向
—障害者差別解消法を中心に—
2013/12/08
田門 浩

Dec 08 2013 1

障害者差別解消法

2013年6月19日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立

2016年4月1日から施行

Dec 08 2013 2

障害者差別解消法

「差別的取扱い」の禁止
(民間事業者も法的義務)

「合理的配慮の提供」義務
(民間事業者は努力義務)

Dec 08 2013 3

障害者差別解消法における差別禁止(行政機関等)

第7条第1項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

Dec 08 2013 4

障害者差別解消法における差別禁止(民間事業者)

第8条第1項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

Dec 08 2013 5

障害者差別解消法における「合理的配慮」(行政機関等)

第7条第2項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

Dec 08 2013 6

障害者差別解消法における 「合理的配慮」（民間事業者）

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

Dec 08 2013

7

障害者差別解消法

主務大臣(各分野の省庁の大臣)は行政措置として、報告徴収、助言、指導、勧告を行う。

合理的配慮義務が努力義務になった民間事業者も行政措置の対象にする。

報告を行わなかったり、虚偽の報告した場合で悪質な場合には罰則。

Dec 08 2013

8

障害者差別解消法

	差別的取り扱いの禁止	合理的配慮
行政機関等	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務

Dec 08 2013

9

障害者差別解消法

行政機関等

- ・国公立大学も含まれる

民間事業者

- ・私立大学も含まれる

Dec 08 2013

10

合理的配慮をめぐる 3つの論点

1 どの程度の合理的配慮が求められるか

2 過度の負担

3 聴覚障害者本人の意思の表明

Dec 08 2013

11

1 どの程度の合理的配慮が 求められるか

障害者基本法が参考
となる

Dec 08 2013

12

2011年改正障害者基本法

第3条第3号 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

Dec 08 2013

13

2011年改正障害者基本法

第4条第1項 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

Dec 08 2013

14

2011年改正障害者基本法

第4条第2項 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

Dec 08 2013

15

障害者基本法第4条

障害者基本法第4条によると...

社会的障壁を
取り除くための合理的
配慮をしないと
差別になる！

Dec 08 2013

16

障害者基本法の 社会的障壁の定義

障害者基本法第2条第2号

- **社会的障壁** 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者差別解消法も同じ定義

Dec 08 2013

17

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

障害のない人も、独力で、日常生活や社会生活を送っているわけではない

例えば、学校設置者によって、大教室にマイクが設置され、その結果、学生は、講義を聴く機会が与えられている。

もしマイクがなければ、大教室での講義を聴くことができない

Dec 08 2013

18

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

障害がない人々にも、人的サービス、社会的インフラの付与などの支援がある

この支援を受けて、障害のない人々は、日常生活・社会生活を送ることができる

Dec 08 2013

19

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

一般的に提供される支援が、障害者に利用できない形式であれば...

障害者は日常生活・社会生活から排除される

これが社会的障壁である

Dec 08 2013

20

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

マイクやスピーカーなどの支援は、耳の聞こえない人々には利用できない

他の形式の支援がないと、耳の聞こえない人々は講義の内容を理解できない

これが社会的障壁となる

・(以上「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見」(2012)を参考)

Dec 08 2013

21

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

特定の形式の支援がある

- 特定の人々(障害のない人々)はこの支援を利用できる
- 他の人々(障害のある人々)はこの支援を利用できない
- 障害のある人々には、他の形式の支援が必要

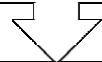
ところが、障害者が利用できる形式の支援がない

Dec 08 2013

22

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

支援を利用できる人々と
支援を利用できない人々とが
いる状態



支援の不平等 = 差別

Dec 08 2013

23

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

社会的障壁とは...

障害のない人々と平等な権利利益を享受行使できない状態

Dec 08 2013

24

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

平等に講義を受ける機会が
与えられていない状態

「社会的障壁」

Dec 08 2013

25

国連・障害者の権利に関する条約 第2条

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と
平等にすべての人権及び基本的自由を
享有し、又は行使することを確保するた
めの必要かつ適当な変更及び調整であ
って、特定の場合において必要とされる
ものであり、かつ、均衡を失した又は過
度の負担を課さないものをいう。

Dec 08 2013

26

合理的配慮を行わないことが なぜ差別と位置づけられるのか？

このような支援のことを、法律上は
「配慮」という言葉で表現している。

「合理的配慮」

Dec 08 2013

27

合理的配慮の例

基準・手順の変更

- ・ヒアリング試験の代替措置をとる

物理的形狀の変更

- ・スライドを映すときに部屋を暗くしないようにする

補助器具・サービスの提供

- ・赤外線補聴器、手話通訳者を提供する

ケースバイケースで決まる

Dec 08 2013

28

合理的配慮の程度

障害を有しない人々に与えられる機会（権利利
益の一つ）が、障害者にも実質的に平等に与えら
れる程度の支援でなければならない。

「合理的配慮」

Dec 08 2013

29

具体的な事例

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
(平成23年度改訂版)

- ・ http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html

Dec 08 2013

30

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
(平成23年度改訂版)での例

支援が必要な場面	どのような困難があるか	どのような支援が必要か
入学試験全般	・注意事項を聞き逃す、質問や注意があったことに気づかない	・注意事項等の文書による伝達 ・手話通訳者の配置
外国語リスニング試験	・問題の内容がわからない ・リスニング免除者の扱いが明らかでない	・リスニング試験の免除 ・聴取方法の変更(場合によって別室受験) ・代替措置

Dec 08 2013

31

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
(平成23年度改訂版)での例

支援が必要な場面	どのような困難があるか	どのような支援が必要か
授業全般	・教員の話がわからない ・授業についていけない	(1)授業における支援(資料の配布、パワーポイントなど) (2)情報保障者の配置 (3)きこえに配慮した授業展開(補聴器・人工内耳・FM補聴システム・赤外線補聴システム)

Dec 08 2013

32

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
(平成23年度改訂版)での例

支援が必要な場面	どのような困難があるか	どのような支援が必要か
施設・環境の整備	・非常時の情報が得られにくい ・教員の音声を明瞭にきくことができない ・情報保障に特別な備品や消耗品が必要となる ・急な連絡を取ることができない	・日常生活上必要な機器等の整備

Dec 08 2013

33

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
(平成23年度改訂版)での例

支援が必要な場面	どのような困難があるか	どのような支援が必要か
人的環境の整備	・教職員の理解が必要になる ・周囲の学生からの理解が必要となる ・支援学生との関係を作るために工夫が必要 ・他の障害学生と知り合う機会が少ない ・手話通訳などの専門的支援を確保しにくい ・聴覚障害関連の情報を得にくい	・教職員の理解 ・周りの学生の理解と成長 ・学外機関との連携

Dec 08 2013

34

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
(平成23年度改訂版)での例

支援が必要な場面	どのような困難があるか	どのような支援が必要か
災害時の緊急対応	・緊急を知らせる放送や避難誘導に関する情報が伝わりにくい ・テレビ・ラジオなどの音情報がつかめない ・聴覚障害であることがわからず、周囲からの手助けを得づらい	・緊急情報配信の体制 ・コミュニケーション・ツール情報機器の活用 ・防災訓練・防災教育の実施

Dec 08 2013

35

相談先

「障害学生修学支援ネットワーク」相談事業

「拠点校」(積極的な取組を行なっている大学など)で、教職員の方々からの障害学生修学支援に関する相談に応じている。

・ http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html

Dec 08 2013

36

合理的配慮の程度について

たとえば授業のノートテイク

形式的にノートテイクの提供をするだけでは十分ではない

(1) スピード, (2) 質, (3) 内容の重要さの程度や障害をもつ本人の能力の程度に合った方法・媒体の利用を考慮する必要がある。

ADA(米国)に関する米国政府当局の運用が参考となる

Dec 08 2013

37

米国: ADA(Americans with Disabilities Act)

米国の法律

障害者に対する差別を禁止した包括的な法律として世界で初めての法律

1990年7月16日, ブッシュ大統領(父)が法案に署名して成立。

Dec 08 2013

38

米国: ADA(Americans with Disabilities Act)

ADAは, コミュニケーションのアクセシビリティの保障に関しては, "effective communication"を達成しなければならないとしている。

Dec 08 2013

39

米国: ADA(Americans with Disabilities Act)

"Effectiveness"について米国教育省公民権局の見解は...

• <http://uwctds.washington.edu/policy/09972002.RES.htm>

three basic components (基本三要素)が必要という

Dec 08 2013

40

米国: ADA(Americans with Disabilities Act)

timeliness of delivery

• 伝達がタイムリーであること

accuracy of the translation

• 訳の内容が正確であること

provision in a manner and medium appropriate to the significance of the message and the abilities of the individual with the disability

• 内容の重要さの程度や障害者本人の能力の程度に応じて適切な方法・媒体を使うこと

Dec 08 2013

41

2 障害者差別解消法における過度の負担

(「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見, (2012)を参考)

経済的・財政的なコストの面

• 大学の性質, 業務の内容, 業務の公共性, 不特定性, 事業規模, その規模から見た負担の割合, 技術的困難の度合い等が, 判断の要素となる

業務遂行に及ぼす影響の面

• 合理的配慮の提供により, 業務遂行に著しい支障が生じるか, 提供される機会やサービスの本質が損なわれるかどうか判断の要素となる

Dec 08 2013

42

学校教育法における 大学の位置づけ

第83条第1項 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第2項 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

Dec 08 2013

43

学校教育法における 大学の位置づけ

大学それ自体が、高い公共性を有している

Dec 08 2013

44

障害者差別解消法における 過度の負担

提供される機会やサービスの本質が損なわれるかどうかが最大の問題点

提供される機会の本質が損なわれる例

- ・本人ではなくて他人が考えて解答をする
- ・聴覚障害者本人だけが他の人と比べて合格基準を低くする

Dec 08 2013

45

3 聴覚障害者本人の意思の表明

聴覚障害者本人が利用できる支援(合理的配慮)とは何か

聴覚障害者本人の意思を確認するのが重要

Dec 08 2013

46

3 聴覚障害者本人の意思の表明

ただ、聴覚障害者本人も、どのような支援を受ければ良いか分からないことが多い(支援を受けた経験がない学生も多い)

そもそもどのような支援が可能かも分からないことが多い

また、本人の経験の積み重ねによって、必要な支援の内容も変わってくる

Dec 08 2013

47

3 聴覚障害者本人の意思の表明

同じ聴覚障害者からのピア
カウンセラーの必要性

聴覚障害者との十分な対話
が必要

Dec 08 2013

48

障害者雇用促進法の改正

正式名称 障害者の雇用の促進等に関する法律

2016年4月から改正法が施行される。

事業主(行政, 民間の両方を含む。大学を含む。)が障害者を雇用する際には, 合理的配慮が義務づけられる。

Dec 08 2013

49

障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法との関係

	障害者差別解消法	障害者雇用促進法
障害者に対する雇用	適用されない	適用される
障害者に対するサービス	適用される	適用されない
障害者に対する授業	適用される	適用されない

Dec 08 2013

50

障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法との関係

	障害者差別解消法	障害者雇用促進法
行政機関による合理的配慮	法的義務	法的義務
民間事業者による合理的配慮	努力義務	法的義務

Dec 08 2013

51

障害者雇用促進法の改正

(2016年4月から施行)

第36条の2 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

Dec 08 2013

52

障害者雇用促進法の改正

(2016年4月から施行)

第36条の3 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

Dec 08 2013

53

障害者雇用促進法の改正

(2016年4月から施行)

第36条の4 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

Dec 08 2013

54

耳が聞こえないからこそ できること

聴覚障害者が、手話通訳者やノートテーカーと力を合わせることで、一般社会に貢献することができる

大学に対しても貢献することができる

Dec 08 2013

55

田門への依頼者には 健聴者もいる

弁護士業務15年以上

一緒に働く手話通訳者がいる

15年の間に依頼を受けた人数→約500人

500人の依頼者のうち80パーセントが健聴者

健聴者の依頼者とは、手話通訳者をとおして打ち合わせ

Dec 08 2013

56

耳が聞こえないからこそ できること

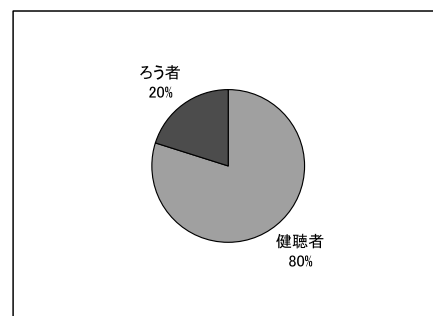
私の仕事面では、手話通訳者がいれば健聴者に対しても支援ができる

聴覚障害者が、手話通訳者やノートテーカーと力を合わせることで、一般社会にも貢献ができる

Dec 08 2013

57

田門に対する依頼者



Dec 08 2013

58

合理的配慮に対する期待

障害学生に対する支援は誰のためか？

障害学生のためだけではない

障害学生の力を引き出すことで大学のための貴重な人材になってもらえる

ひいては社会のための重要な人材を育成することにつながる

Dec 08 2013

59

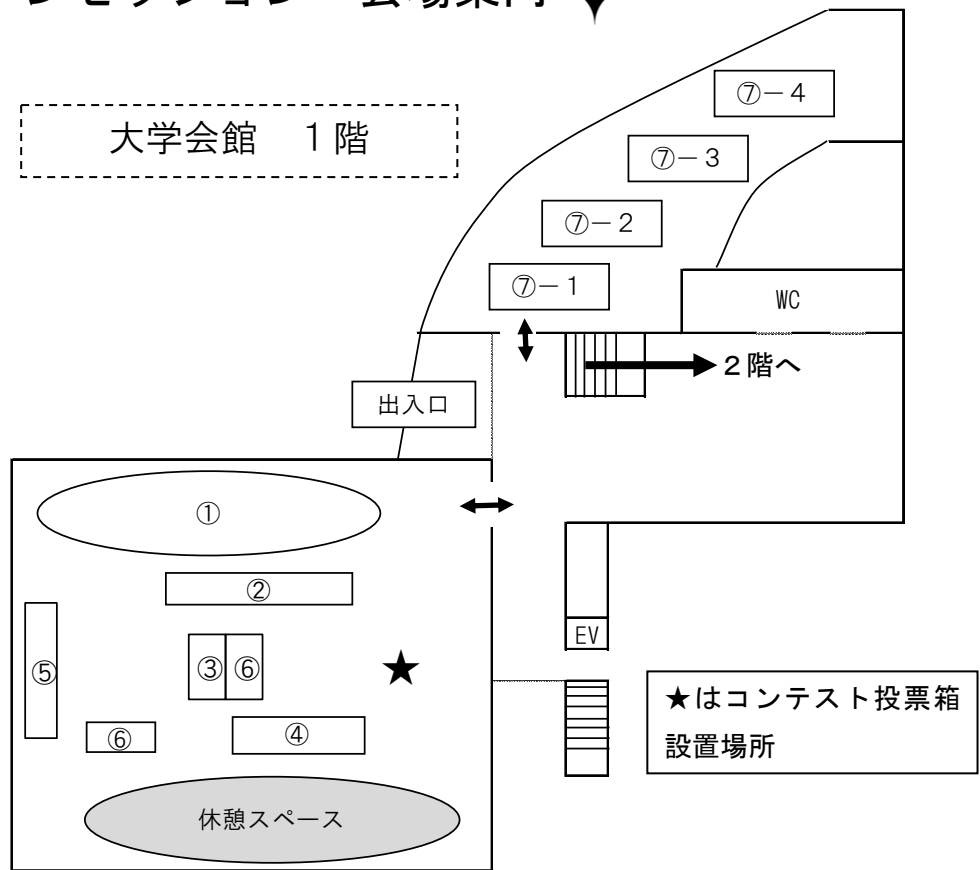


アフタヌーン セッション

- 相談コーナー トーク&トーク
- ミニセミナー
- 聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2013
- 聴覚障害学生支援に関する機器展示
- PEPNet-Japan 連携大学・機関紹介展示



◆ アフタヌーンセッション 会場案内 ◆



< 大学会館 1階 大学生協食堂 >

- ①聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2013
- ②PEPNet-Japan 連携大学・機関活動紹介
- ③聴覚障害学生支援に関する機器展示
- ④日本学生支援機構活動紹介
- ⑤PEPNet-Japan 活動紹介
- ⑥筑波技術大学紹介

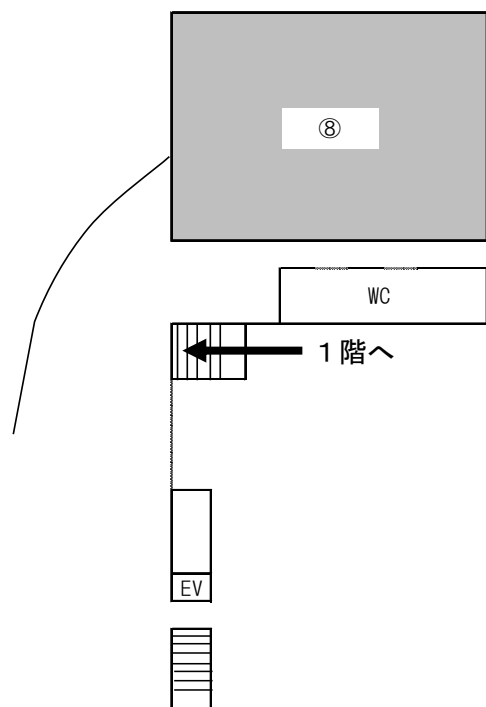
< 大学会館 1階 レストランあらまき >

- ⑦相談コーナー トーク&トーク
 テーマ：支援体制に関すること
 コーディネート業務に関すること
 聴覚障害学生の研究活動に関すること
 聴覚障害学生の就労に関すること

< 大学会館 2階 ミューズホール >

- ⑧ミニセミナー

大学会館 2階



◆ 相談コーナー トーク&トーク ◆

相談コーナー トーク&トークでは、テーマごとに講師と参加者のみなさんが自由に相談できるスペースとなっています。講師は各分科会の登壇者や、PEPNet-Japan 運営委員など、聴覚障害学生支援の専門家の方々をお願いをしています。日頃のちょっとした悩みや教えてほしいことなど、分科会では時間がなくて聞けなかった疑問もこの場で気軽にトークしてみてください。 ※時間帯により、対応する講師が代わります。

支援体制に関すること

学内の支援体制構築へのアドバイスや全国的な状況の解説などを行います。学内の支援体制作りでお困りのことがあれば、ぜひご相談ください。

講師：金澤貴之氏（群馬大学）、岩田吉生氏（愛知教育大学）

コーディネート業務に関すること

主に教職員を対象に、障害学生支援担当者同士の情報交換や支援学生の養成方法などに関する助言や意見交換などを行います。

講師：岡田孝和氏・吉川あゆみ氏・倉谷慶子氏
（関東聴覚障害学生サポートセンター）

聴覚障害学生の研究活動に関すること

主に聴覚障害学生を対象に、大学での勉強方法やゼミでのコミュニケーション、研究を行うにあたっての悩みなどについてアドバイスを行います。講師は全員大学で教鞭をとる聴覚障害教員です。

講師：松崎丈氏（宮城教育大学）、佐藤正幸氏・大杉豊氏・井上正之氏（筑波技術大学）

聴覚障害学生の就労に関すること

主に聴覚障害学生や就職担当の教職員を対象に、就職に向けた準備で必要なことや、会社でのコミュニケーションの工夫などについてアドバイスを行います。

講師：石原保志氏（筑波技術大学）、小林武弘氏（ハローワーク品川）、
鈴木英司氏（トランスコスモス株式会社）

◆ ミニセミナー ◆

ミニセミナーでは、聴覚障害学生支援の基本的な知識や現状について、聴覚障害学生支援を始められたばかりの方にもわかりやすく講演します。

スケジュール

時間	テーマ
14:15～14:45	聴覚障害学生支援はどう研究と結びつくか
15:00～15:30	PEPNet-Japan ってどんな組織？
15:45～16:15	『障害のある学生の修学支援に関する実態調査』 から見た聴覚障害学生支援の現状と課題

聴覚障害学生支援はどう研究と結びつくか（14:15～14:45）

聴覚障害学生支援に関する研究は、学際的なアプローチによる進展が期待されます。日々の聴覚障害学生支援とのかかわりや実践から、従来とは異なった観点、手法、理論、技術などの新しい成果に結びつく研究の可能性について考えてみましょう。

講師：中野聡子氏（広島大学）

PEPNet-Japan ってどんな組織？ (15:00～15:30)

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）は、聴覚障害学生支援に関して先進的な取り組みを行う 22 の連携大学・機関によって組織、運営されています。本ネットワークが日本の聴覚障害学生支援をどう支えてきたか、また現在どのような取り組みを行っているかをご紹介します。

講師：高橋信雄氏（愛媛大学、PEPNet-Japan 運営委員長）

『障害のある学生の修学支援に関する実態調査』から見た 聴覚障害学生支援の現状と課題 (15:45～16:15)

独立行政法人日本学生支援機構が発行している「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成 24 年度版）について、支援全体の現状や、聴覚障害学生支援に関して分析結果を詳しく報告し、現状から見えてきた課題についてもお話しします。

司会：青野 透氏（金沢大学）

講師：榎元光治氏（独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課 主幹）

伊藤 努氏（独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課 障害学生調査・分析係長）

聴覚障害学生支援に関する 実践事例コンテスト 2013



PEPNet-Japan

大学会館 1階 大学生協食堂
説明時間 14:00~16:00
(投票 14:00 開始~15:45 締切)

本シンポジウムでは、全国の高等教育機関が日頃実践している支援の取り組みを発表し、参加者の投票によって優れた取り組みを表彰するコンテスト企画を設けております。会場には、教職員・学生など18団体の応募者が力を入れて作成したポスター19点が並んでいます。

内容をご覧いただき、「この取り組みは参考になる!」と思った発表に投票してください。

投票方法

★みなさんの名札の中に投票用紙(2枚)が入っています。
会場でポスターをご覧いただき、これは良い!と思った発表2つに投票してください。投票箱は【大学会館1階 コンテスト会場入口付近】に設置しています。

★本コンテストでは、組織の大きさや完成度ではなく、次のような観点から投票をお願いします。

- ・こんな取り組みを自分の大学でも実現したい!
- ・ぜひ真似したいアイデアだ!
- ・今後の発展が楽しみな内容だ!
- ・日頃の努力が伝わってくる!

★発表いただいた各団体には、以下の賞を用意しています。

- ・PEPNet-Japan 賞
- ・準 PEPNet-Japan 賞
- ・グッドプラクティス賞
- ・新人賞
- ・プレゼンテーション賞※
- ・奨励賞

※すべての参加者に伝える発表になるよう工夫していた1団体に授与いたします。

参考になる
取り組みに
投票



投票用紙は1人2枚
名札の中に
入っています



※参加者の皆様同士による積極的な
コミュニケーションをお願いいたします。

参加団体

群馬大学 障害学生サポートルーム/愛媛大学 障がい学生支援ボランティア (CBP) /日本社会事業大学/宮城教育大学 しょうがい学生支援室/東北福祉大学 障がい学生支援室/東北福祉大学 障がい学生サポートチーム テイク☆テイク/愛知教育大学/松山大学 障がい学生支援団体 POP/一橋大学 障害学生支援室/筑波大学 原島研究室/大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム/札幌学院大学/早稲田大学/立教大学 しょうがい学生支援室/国立沖縄工業高等専門学校/千葉大学 ノートテイク会/大阪府立大学/日本福祉大学 障害学生支援センター/東海大学 外国語教育センター
(順不同)

聴覚障害学生支援に関する機器展示

ウェブブラウザによるオンライン文字通訳システム『captiOnline』

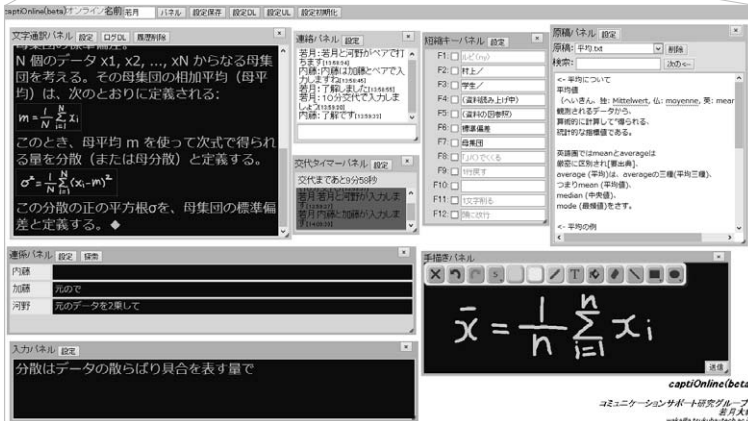
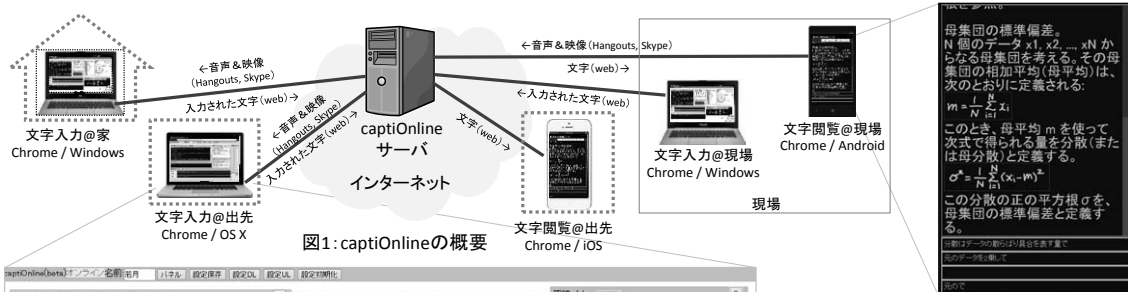
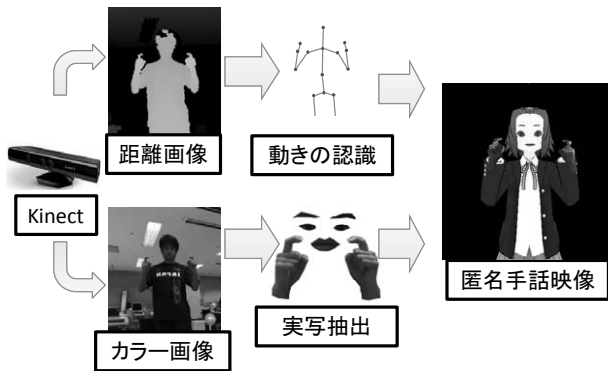


図3: captiOnline文字閲覧ページ

captiOnlineはウェブブラウザを用いてオンラインで文字通訳をおこなうことができるシステムです。ウェブブラウザでページにアクセスするだけで文字の入力や連係、閲覧などができます(図1)。文字通訳専用ソフトが不要なので、PCやスマートフォンなどの様々な端末で利用できます。文字通訳専用ソフトの基本的な機能を備え、手書き入力で数式なども送ることができます(図2、3)。Googleハンガアウトやスカイプなどで現場の映像や音声を送れば、どこにいても文字通訳の入力と閲覧が可能です。現在、筑波技術大学の講義で利用を開始しています。

問い合わせ先: 若月大輔 (国立大学法人筑波技術大学産業技術学部産業情報学科, waka@a.tsukuba-tech.ac.jp)

匿名コミュニケーションのための手話映像表現



音声チャットやビデオチャットでは、ボイスチェンジャーやアバターを利用して、匿名でコミュニケーションを楽しむことができます。しかし、聴覚障害者のなかには音声の聞き取りや発音が困難な人もいますので、ボイスチェンジャーは利用できません。また、手話は手や指、腕の動作だけでなく、眉や口、あご引きなどの顔の部位の動きも文法的要素として使われているので、それらをアバターで隠すとコミュニケーションができなくなります。

そこで、距離画像カメラとカラーカメラから人物の動きの計測が可能なKinectを用いて、CGモデルをリアルタイムに動かし匿名性の高い手話コミュニケーションを実現する方法について検討しています。指先や顔の部位などの細かな動きをリアルタイムに計測することは難しいので、手や顔の部位の実写映像を抽出してCGモデルに対応させることによって、匿名性とコミュニケーションしやすさを両立させた手話映像表現を実現します。

筑波技術大学大学院 技術科学研究科 産業技術学専攻1年 松岡通浩
筑波技術大学 産業技術学部 若月大輔
(お問い合わせは a133104@a.tsukuba-tech.ac.jp, waka@a.tsukuba-tech.ac.jp まで)

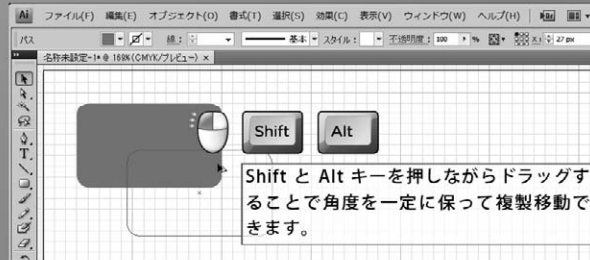


聴覚障害学生向けソフトウェア操作教示ツール

Support Software which Instructs Computer Operation for Hearing Impaired Students:SZKIT

聴覚障害学生向けソフトウェア操作教示ツール:SZKITは、聴覚障害学生の個人差に適応し、情報取得能力を向上させる手法及びソフトウェアの開発を目的として作成しました。

聴覚に障害を持つ学生に対しては、従来から様々な情報補償の手段が採られていますが、演習に携わる教員をリアルタイムに支援するものではなく、また、学生個別の指導に特化した手段ではありません。そこで聴覚障害学生を対象とした授業で利用するため、演習に携わる教員のニーズをもとにコンピュータ操作を教示する教育支援ツール、SZKIT(SynchroniZed Key points Instruction Tool)を開発しました。



視覚的に操作が見える!

SZKITは、オペレーションに同期した情報を聴覚障害学生に対して提供するもので、マウスカーソル脇に説明文およびクリック状態・特殊キーの押下状態を表示し、複雑なマウス操作が必要なデザイン系ソフトウェアの使い方を教える際に役立てることができます。

お問い合わせ:

産業技術学部総合デザイン学科講師 鈴木拓弥
suzukit@a.tsukuba-tech.ac.jp



国立大学法人
筑波技術大学